近世立山信仰における勧進戦略の転向
―六十六部納経と芦峅寺衆徒を中心に―

加藤　基樹

はじめに

かつて立山・富士山・白山の三霊山をめぐる「三禅定」の巡礼や、浄土真宗の祖師親鸞とその弟子たちの旧跡を全国的に巡る「二十四輩巡礼」、そして日本列島六十六ヶ国に法華経一部ずつ納経する「六十六部廻国」など、広域の巡礼が広く行われていた[(1)]。これらの巡礼に参加した聖俗の巡礼者たちは、越中国では立山を訪れ、「立山大権現」に参詣したという。こうした巡礼地〈立山〉の近世的実態については、すでによく知られるところである。

しかし、立山は必ずしも親鸞の旧跡ではないし、「六十六部廻国」においても、六十六部聖（六部、陸部ともいう）は本来、六十六ヶ国の「一宮と国分寺」をめぐるとされており、これに基づけば巡礼者が巡礼地として「一宮と国分寺」でもない立山を訪れていた実態こそがまず問題となる[(2)]。

近世における六十六部聖の巡礼地についても異同があることもよく知られている。享保頃には、天野信景『塩尻』（巻76）[(3)]で「近世民間六十六部とて回国す、如何なる寺社をか順礼するにや」との問いに「参詣の所もさだかならず、六十六ヶ所の寺社に、一部八巻法花経を奉納し奉る」といい、さらに「国々にて其志す寺社に納め侍るとぞ」との問答が見えている。また、『大乗妙典納所六十六部縁記』所収「一国一宮国分寺霊場一国三部納経所」（元禄３年（1690）初版、寛政５年（1793）刊）[(4)]のように、「一国三部」として一か国につき必ず三か所の巡礼地を挙げるものも確認されている。小嶋博巳氏によれば、近世中後期においては「六十六部の巡礼地について異なる考え方が並存していた」が、一宮＋国分寺のセットを重視するスタイルは中世にはさかのぼりえず、「近世に登場した新しい様式」との指摘[(5)]があり、近世という時代を生きた六十六部聖の行動も訪問先も多様であったことがうかがわれる。また小嶋氏は史料整理を踏まえて、国ごとの巡礼地は４群に分類され、①巡礼地が１か所に固定していてまったく異同がみられない（30か国）、②完全に固定していないが、有力な１か所がある（７か国）、③２か所が並立している（17か国）、④３か所以上が混立している（12か国）におおむね分けられるという。立山が位置する越中国は、「③２か所が並立している」に分類されている。

そもそも六十六部の発生について研究史的に見解が分かれているが[(6)]、法華経持経者の遍歴に源流をみる見方がある。確かに立山においても、中世史料が乏しい中で、中世の立山では法華経持経者関連の史料が際立ち[(7)]、例外なく中世の立山は法華経の山であったとみてよいだろう。六十六部聖と立山について「室町期には諸国巡礼者の、越中国納経所として、霊験あらたかな立山がえらばれていた」との指摘[(8)]があるが、これ以降、特に発生の問題やなぜ近世六十六部聖は立山を選び続けたのかなどの議論は管見の限り見当たらない[(9)]。

本稿でこのことに注目するには理由がある。

近世の立山登拝においては、加賀藩の支配によって、岩峅寺集落手前に位置する鳥居から神域に入り、中宮の芦峅寺集落を通って、頂上の立山権現を祀る峰本社を目指し、そこから山を割ることなく、また芦峅寺集落、岩峅寺集落へと戻り下山するルートしか開かれていなかった。それゆえに近世の立山信仰は、事実上、芦峅寺と岩峅寺の衆徒らの神仏習合思想に基づく一山寺院組織によって管理されるところとなっていたので、芦峅寺と岩峅寺の衆徒は、しばしば激しく諸権利をめぐって衝突した。特に六十六部聖が納める大乗妙典納経所の権利争い、いわゆる「納経一件」は、近世に何度も繰り返し行われている。この経緯については

本論中で改めて整理を試みている。従来、この「納経一件」は、表向きは大乗妙典納経の請取の権利をめぐる争論であるが、その本質は、芦峅寺が岩峅寺と同質の宗教的組織として「両寺同格」を求めたものだったという評価が定着している[10]。しかし、この争論は加賀藩により裁かれたが、芦峅寺衆徒らは、その都度、裁許内容を受け入れざるを得ない状況に追い込まれ、受け入れた制約下で宗教活動行うために、方針転換しながら活動を展開せねばならない状況が繰り返しあったことは容易に推察される。このような状況下で芦峅寺が展開した様々な近世の宗教活動を改めてプロットしなおすことで、芦峅寺の勧進・唱導内容が必ずしもすべてが中世からの連続とはいえない近世的なあり方が見出されてくると思われる。

そこで本稿では、立山における六十六部に関する史料を整理・概観したうえで、「納経一件」と称される一連の納経請け取りをめぐる争論のうち、主に江戸中期頃までの争論内容を精査し、六十六部をめぐる諸問題についてまず概観したいと思う。

そしてこれを踏まえて、近世立山信仰の諸問題のなかで、芦峅寺の媼尊信仰や女人救済の問題にも言及したい。媼尊信仰は立山信仰のなかでも最も特徴のある内容であるといえるので、研究史的にも多くの成果が蓄積されている[11]。しかしながら、従来の立山信仰史研究では、永和年間に一応の成立をみる中世の媼尊祭祀が、近世へと継承される際の連続・非連続（断絶）の議論は管見する限り存在せず、時代性が必ずしも意識されてこなかったために、媼尊に関する史料によって、現時点では年表的な整理にとどまっているように思われる。近世立山信仰の諸相は、立山権現信仰や法華経信仰、そして山中の名所旧跡における修行など、にわかにその淵源を中世にさかのぼることができそうな内容も多いが、これらでさえ、すでに中世と近世ではその変容した実態が垣間見られる[12]。研究史的には、立山信仰の中世的、近世的性格の内容や価値については矮小化されてしまっていることを問題として考察し、「立山信仰の近世」の新たな魅力に迫りたいと思う。

さらに、すでに指摘されてきているように、近世中期以降、芦峅寺宿坊家から発行される縁起や勧進記は、延宝・貞享頃の寺社由緒書を除いて、安永期（1772年頃）以降のものしか見られないことについて、従来は疫病の影響による集落の人口減をうけ、その復興対応としてのより積極的な勧進活動によるものと指摘されている[13]。史料的には少なくとも「立山開山縁起」や「媼尊縁起」、「血盆経」、「施餓鬼供養」などの女人救済に関わるものが多様にあるが、これらが立山信仰のバリエーションとして、ほぼ同質のものと扱われ、また安永期以前に乏しいのは、史料の現存状況の問題であり、発生の経緯は不明とされてきた。芦峅寺が「女人成仏の霊場」を標榜するにいたる背景を「納経一件」から跡付けてみたいと思う。

1．立山における六十六部関係資料

六十六部に関する資料のうち、金石文の整理はたびたび行われてきた[14]。新たに確認しえたものも交えて、まず、史料の銘文と簡単な解題を付すところから行っておきたい。

1－1　経筒等にみる中世の「六十六部聖」

1－1－1 銅製納経札　大永４年（1524年）

立山芦峅寺大仙坊蔵で、立山の六十六部の史料としては最古のものである。
縦９cm、横７cm で、下方10cm ほど欠損しており、現状は駒形をしている。鏨彫りで銘が刻まれている。

（銘）

　　　　十羅刹女幷開［題］［　　　　］
　　　　　　　　　　　［　　　　］
「バイ」（梵字）奉納大乗妙典［六］［　　　　］
　　　　　　　　　　　［　　　　］

三十番神大永四季［　　　　］

銘には、釈迦如来を現す「バイ」の種字を配し、妙法蓮華経八巻二十八品を示し、「奉納大乗妙典六」とみえ、これが六十六部史料であることがわかる。「十羅刹女」(15)は、法華経の勧発品や陀羅尼品に説かれる法華経の行者を常に護念する普賢菩薩の眷属で、十羅刹女が昼夜、法華経の持経者を護るといわれている。また「三十番神」は、はじめ一か月三十日を一日ずつ交代で皇城を守護するという神々であったが、同じく仏法をもって皇城を護念する比叡山延暦寺で「三十番神」(16)を祀ったことで、次第に法華経守護の神仏習合思想に基づく神々となったという。

この札を保存している箱に「昭和五年九月吉日　尚宣　誌」とする由来書きによれば、昭和３年７月、立山頂上峯本社建て替えの古材が北の崖下に散乱し、その中の古柱の一つに打ちつけてあった物をもらい受けたものであるという(17)。本史料のような平面の六十六部の納経札は、立山では唯一の事例である(18)。

１－１－２　銅製経筒　大永５年（1525年）

立山町指定文化財で、立山博物館所蔵。この経筒は、日中経塚（立山町日中33番地）で出土したものである。日中経塚は、白岩川の河岸段丘の北端に位置している。昭和９年に土地所有者が発見し、塚の中央、地表から約１ｍ下から発見されたものである。筒身の高さは高さ11.4cm、口径5.2cmで、蓋は厚さ２ｍｍの打ち物の被せ式で、八葉蓮華を線刻し、その中央には「バク」（梵字）を配する。

（銘）

旦那田部氏女逆修
十羅刹女　本願越中国新川郡住賢海
「サ」（梵字）　奉納法華妙典陸拾六部之内一詎聖
三十番神　大永乙酉年五月吉日小仙宗見
為二親成仏也

銘によると、本願主である賢海が、田部氏の女性の菩提逆修のため、「法華妙典」（大乗妙典）66部を納めたことがわかる。賢海は、その子孫となる演光寺（富山市太田口）の寺伝によると、その俗称は伊東常久といい、遁世して大永年間に末の庄上末村にしばらく草庵を結んでいたという。

１－１－３　銅製経箱　享禄４年（1531年）

昭和30年に土地所有者が、いわゆる「松倉経塚」で土饅頭の地下約１ｍに納められているのを発見したものであるという。個人蔵にあり、立山町指定文化財。経箱は長方形で、ふたを失い、本体もその大部分を欠損している。正面と背面にそれぞれ銘が刻まれている。

（正面・銘）
玄松法師
（蓮華）
正覚道春
妙秀比丘尼
「アン」（梵字）十羅刹女
「ア」（梵字）（蓮華座）
「マン」（梵字）三十番神
空明阿闍梨
三什法師
（蓮華）
［　　　　　　］

（背面・銘）
［　　　　　　］□
［　　　　　　］母
［　　　　　］旦那
［　　　　　］成就
［　　　　　］朝熊岳住
［　　　　　］十六部
［　　　　］沙門道玄
同行十人
享禄四年
卯月吉日
敬白「バク」（梵字）

1－1－4　銅製経筒　永禄6年（1563年）

立山と直接かかわらないものとみられるが、参考までに、滑川市指定文化財にある個人蔵の経筒を立山山麓の事例の一つとして挙げておく。剱岳馬場島へつながる早月川や立山道から大幅に外れていない大島新の経塚に埋納されたものであるという。

（銘）

十羅刹女　常州之住祐圓上人
「バク」（梵字）　奉納大乗妙典六十六部聖
三十番神　永禄六年三月吉日

以上のように、中世後期の経筒、経箱の形態で、立山山中や山麓で大乗妙典六十六部を納めた聖の存在がうかがわれる。しかし経塚を設営して金箔を施した経筒を埋納するというありかたは、これ以降、立山では史料的に確認されていない。

1－1－5　銅造帝釈天立像

富山県が所蔵する国指定重要文化財「銅造帝釈天立像」[19]〔写真１〕は、総高54.2cm（一尺七寸八分）、本体像高は49.1cm（一尺六寸二分）である。この像も「経容器」の性格を持つものとして、本論との関わりから改めて紹介しておこう。

本像は、近年まで「銅造男神立像」として知られていた像であるが、杉﨑貴英氏の研究成果[20]によって鎌倉時代の帝釈天の造像表現の一つとして実証され、文化庁において指定名称が変更となった。

もとより本像の文化財としての魅力の一つは、鏨で奉納された時の状況を示す銘文が像正面に刻まれていることである。ただ、本像は像の表面が硫黄ガスにて損傷しており、鏨痕なのか傷なのかが判然とせず、従来、肉眼による判読では揺れを認めていた。その最たるは胸部の「立山禅頂」が「立山神体」と判読されてきたことにあった。

平成24年12月、富山県が元興寺文化財研究所へ依頼し、マイクロスコープによる調査でおよそ９割の文字が確定された。この解釈には難解な個所が残されているが、おおむね３つの内容がわかる[21]。

まず、像の胸部から中央を縦に貫き、他に比してやや大きく刻まれた銘文に、「立山禅頂　寛喜二年庚寅三月十一日癸卯木曜翼宿御経聖人頼禅」とみえ、寛喜２（1230）年３月11日に御経聖人頼禅が立山禅定修行において本像を山中に奉納したことが記録されている。この頼禅銘の脇に刻まれた「[勧]進沙門頼[弁敬]白」の記銘は、「頼[弁]」なる勧進の僧が、本像の造像と如法経書写にかかる諸費について勧進して成就に至ったことを示すのであろう。

また、本像腹部には「御身之中／奉納一日書写／如法経六部／為六道衆生／六日開眼開題／獨行一千日」と刻まれている。発願は六道に迷う衆生のためで、―精進潔斎や料紙・筆などを対象にした作法を済ませたのち（『如法経現修作法』）―、「如法経」すなわち法華経八巻六部を１日で書写し、それを本像の内に籠め、６日目に本像の開眼供養と写経文の開題供養を執り行ったと読める。「獨行一千日」の解釈は難解であるが、開眼開題に際し、代受苦の聖をして一千日の回峰行を修めることを伴ったものと考えられ、ここでは先に示した「御経聖人頼禅」その人である可能性も指摘できる。

そして本像を支える框部分の細かな銘には、同像に籠めた如法経修行（経会）の場と人物が示されている。

上框正面の「南州大日本国越中新川郡土田寺奉鋳書之」は、従来「土」の箇所が「大」と誤読され、「大田寺（だいでんじ）」すなわちかつて立山山麓に位置したといわれる「大傳寺」に比定されてきた。けれどもこれは「土田寺（つちたじ／ちったじ）」であり、旧泉蔵坊喚鐘銘にみえる「新川郡奥田村護國山土大寺」と考えられ、早く佐伯幸長氏が指摘するところが実証されることとなった（『北日本新聞』昭和42年７月21日朝刊）。土大寺は神仏分離以降廃寺となったが、もとより中世から連綿と寺地を変えなかった確証はない。同じ新川郡内で移転した可能性もあるが、管見の限り不明と言わざるを得ない。いずれにせよ「土大寺」という寺院

にて本像が鋳造され、銘が刻まれたことは明らかである。

如法経衆は「左方十人」として、顕慶、慶円、良全、良円、兼応、慶尊、性心、行信、義長、そして大[担]人の順。そして「右方九人」として幸順、順慶、良鑒、[快]賢、證玄、延尊、幸禅、永遍、そして大□（担カ）人で括る。残念ながらどの人物も未だ詳細は明らかにはなっていない。左右方の記載順は、基本的に写経の座順を示していると思われるが、框の角の「慶尊」と「延尊」をはじめ、ある法脈上の子弟関係ともうかがわれる僧名があることには注意しておきたい。

要するに本像は、如法経書写修行という作善を正しく審判し評価する帝釈天という存在(22)であり、納経と造像が一体となったものであり、中世の立山における法華経信仰の具体的実態例として注目される。

１－２　古文書・古記録にみる「六十六部聖」

次に現存する納経帳（朱印帳）のうち、「立山」での納経にのみ注目し、そのいくつかの事例を挙げて示しておこう(23)。下線は筆者が付したものである。

１－２－１　「小野久助納経帳」(24)　元禄15年（1702）

奉納大乗妙典六十六部之壹部
右者越中國立山大権現御寶前今受納者也
仍而請取如件
　元禄十五年五月十六日
　　別當　岩峅寺
　　　信州木曾福嶋郷　小野久助殿

元禄15年（1702）に木曽福島の新井得参(25)とともに元禄14年（1701）から廻国した同郷の小野久助の納経帳(26)である。上下２巻に分割され、上巻は縦29.1㎝（下29.3㎝）×横10.6㎝（下10.7㎝）×厚1.5㎝の折本である。立山の請取部分は下巻19丁目にみえる。小嶋氏によると、六十六部の請取資料（朱印を押したもの）としては最古となるもので、これは「別当岩峅寺」として岩峅寺が請取を出している。少なくとも元禄期には六十六部の行者が立山を訪れていたことがわかる。

１－２－２　『法華妙典納経帳』（道観納経帳）(27)　宝永２年（1705）

奉納法華妙典日本六十六卲内壹部
越中国立山両大権現者神代初　伊弉諾尊
　　　　　　　　　　　　　　手力雄尊
御本地　　　　　安養浄刹阿弥陀如来
　　　　　　　　悪魔降伏不動明王尊
絶頂宇豆之廣前今受納仍請取如件
　　　別当　岩峅寺年行事
　宝永二稔七月二十八日
　　　　　道観法師

下野国安蘇郡奈良渕村の道観の納経帳で、宝永元年（1704）～５年（1708）までの巡礼の記録（66か国412ヶ所に納経）が７冊に分けて綴られているという。「別当岩峅寺年行事」として岩峅寺が請取を出している。従来、立山権現が二柱でそれぞれの本地が阿弥陀如来と不動明王であるとする説は、寺島良晏『倭漢三才図会』（正徳２年成立）が初見とされてきた(28)。本史料は立山における「立山両大権現」の記載、またこれが伊弉諾尊と手力雄尊の二柱で、それぞれ本地が阿弥陀如来と不動明王であることを示す初見資料である(29)。

１－２－３　「善統不軽納経帳」(30)　宝永３年（1706）

奉納普門品　　壹巻
越中国立山大権現御寶前依此功徳
現当二世願望成就無疑者也仍而請取如件
立山別当　岩峅寺役人　秀尊
宝永三年四月十七日
善統不軽法師

善統は陸奥国宇多郡中野村の人で、俗名は横山弥五左衛門という。宝永３年（1706）～４年（1707）に66か国を巡礼した記録である。立山を訪れ納経したのは旧暦４月17日とあり、立山山上は未だ雪が残るシーズンで、禅定登拝をせず、麓（岩峅寺）での納経のみにとどまる事例とみられる。請取は「立山別当岩峅寺役人秀尊」が出している。なお、立山別当岩峅寺役人の「秀尊」は常住坊の衆徒で、岩峅寺集落には秀尊を願主として享保16年（1731）９月に造立された大乗妙典一字一石経塔（五輪塔）が残る(31)。

１－２－４　「宗心納経帳」(32)　宝永５年（1708）

奉納大乗妙典　　　　　壹部
一越中国立山本地御嬶者文武天王之御取絵（ママ）両尊伊弉
諾伊弉冊尊也立山大権現者天手力雄尊也乗（ママ）跡者弥
陀如来不動尊也峰ニ九品之浄土谷ニ現百三十六ノ地獄麓ニ
開山佐伯宮本地経所也二世安楽之請取如件
宝永五年七月十六日
芦峅寺座主所　権教坊
宗心法師

下総国香取郡松子村の宗心による宝永４年（1707）～５年（1708）の納経帳であるという。この納経帳は、立山における納経一件争論を考えるうえで、極めて重要な史料である。「芦峅寺座主所　権教坊」として芦峅寺の請取の初見であり、後に述べるように芦峅寺の納経請取をめぐって、このころから芦峅寺と岩峅寺は激しく争論を展開する。これもそのきっかけとなった史料の一つである。また「権教坊」としても、秀岳が剃髪して「権教坊」の名跡を名乗り始めたばかりで(33)、「権教坊」名義の史料としても初見である。

芦峅寺において中世から中核的な信仰対象であった「立山本地御嬶」を示し、嬶三尊を文武天皇、伊弉諾、伊弉冊という。これは『一山旧記扣』や『旧記』（芦峅寺一山会蔵）に写しとして収録される延宝３年（1675）の加賀藩へ提出した文書(34)にも、同様の本垂関係を示している。「立山大権現者天手力雄尊也」とあり、その「垂迹」が阿弥陀如来と不動明王であるという。大淀三千風『日本行脚文集』（元和３年（1683））の「立山路往」に、「相殿手力雄」とみえ、副神のみを記し主神を記さない事例がある。「峰ニ九品之浄土谷ニ現百三十六ノ地獄」に連ねて「麓ニ開山佐伯宮本地経所也」の文言には、芦峅寺方の納経所としての根拠が示されており注目される。

１－２－５　「横山九郎右衛門納経帳」(35)　宝永７年（1710）

奉納大乗妙典　　　　　一部
越中國立山大権現　寶前
本地阿弥陀佛不動尊垂跡伊弉諾尊手力雄尊峯ニ移
九品浄土現谷ハ一百三十六地獄十二光佛然テ當山開山トハ佐
伯有頼開記之山也故本寺芦峅寺佐伯之宮納経者也仍テ
請取如件

　　立山本寺芦峅寺　座主　金泉坊
　宝永七年七月十五日
　　　横山九郎衛門殿

「立山本寺芦峅寺」、「座主金泉坊」と称して、芦峅寺が出した請取である。芦峅寺が「立山大権現の宝前」と示し、立山大権現二柱の本垂関係を記す。立山において「十二光佛」は『神道集』に見えているが、立山の請取には珍しい文言である。そして「當山開山トハ佐伯有頼開記之山也」とみえ、開山者「佐伯有頼」の文献上の初見である。そしてそれゆえに「本寺芦峅寺佐伯之宮」に納経するのだという。

１－２－６　「丹下弥右衛門納経帳」[36]　正徳元年（1711）

奉納大乗妙典　　　　　一部
越中國立山本地両大権現　寶前
當山者弥陀不動丈開記大宝元年佐
伯有頼御開記山也故ニ立山本寺佐伯
宮経所者也
　　立山本寺芦峅座主　相真坊
　正徳元年六月五日
　　　丹下弥右衛門殿

「立山本寺芦峅座主」として芦峅寺相真坊が請取を出している。「越中國立山両大権現」とみえ、芦峅寺におけるこの表現の初見となる。ここでも開山開基にふれ、「大宝元年佐伯有頼御開記山也」として「故ニ立山本寺佐伯宮経所者也」と記しており、１－２－５の史料と大同小異の文言で、芦峅寺一山では共有された認識として定型文化されていたことがわかる。

１－２－７　「鈴木仁右衛門」[37]　元文４年（1739）

　奉納大乗妙典
越中立山大権現
　　　　　　御宝前
開山慈興上人納也
　元文四年六月廿一日
　　　座主　中宮寺
　　　鈴木仁右衛門丈

この請取の発行は「座主　中宮寺」とあり、宿坊名は記されない。これまでの芦峅寺の請取とは変化していることがわかる。「本寺」と名乗らず、「芦峅寺」とも名乗らず、「中宮寺」の名跡を名乗っている。実はこれ以前に千野忠右衛門の納経帳[38]があり、これに正徳５年（1715）８月２日、「立山中宮寺」からの請取がある。さらに開山「佐伯有頼」ではなく出家の称である「開山慈興上人」と称するようになっている点も注意が必要である。

１－２－８　「高梨吉左衛門納経帳」[39]　宝暦４年（1754）

　奉納大乗妙典　全部
越中国立山大権現　　　御神前
御峯禅定
夫当山者文武天皇御勅願所　慈興上人草
創也

別当岩峅寺　山目代
宝暦四年五月廿三日
吉左衛門

安房国の高梨吉左衛門の納経帳で､｢別当岩峅寺　山目代」の名義で請取を出している。立山大権現の「御神前」と記す。開山「佐伯有頼」ではなく出家の称である「慈興上人草創」という。「御峯禅定」とみえ、登拝による山上での納経を表す文言が付与されている。

1－2－9　「七左衛門納経帳」[40]　宝暦14年（1764）

奉納大乗妙典　　全部
立山大権現　　御神前
御孀大日如来　　　御宝前
立山開山慈興大聖人御廟所納所也
立山座主　中宮寺
宝暦十四申天六月十七日
登山禅定　　行者丈

福岡県築上郡上毛町（旧・大平村）原井観音堂の廻国供養塔で確認された七左衛門の納経帳。「立山座主中宮寺」の請取である。ここでは「御孀大日如来」の本垂関係を象徴的に示し、その「御宝前」と称し、「立山大権現」の「御神前」とは区別している。芦峅寺衆徒組織による祭祀分担を反映した記述とみられる[41]。

1－2－10　『諸国納経記』（遠藤文右衛門納経帳）[42]　明和３年（1766）

奉納経　　全部
越中
立山大権現　　　御宝前
右令受納御山禅定所
立山別当岩峅寺　山目代
明和三年七月朔日
行者丈

美濃国の遠藤文右衛門の納経帳で、「立山別当岩峅寺　山目代」の名義で請取を出している。ここでは立山大権現の「御宝前」と記す。「御山禅定所」とみえ、やはり岩峅寺の請取では、登拝による山上での納経を表す文言がある。

1－2－11　『廻国六十六部納経帳』（教智納経帳）[43]　明和４年（1767）

奉納経
越中
立山大権現　　　御神前
御峯禅定令受納之也
立山別当岩峅寺　山目代
亥六月十六日　行者丈

出自不明の教智の納経帳である。これも「立山別当岩峅寺　山目代」名義で、「御峯禅定」の文言も見えている。

1－2－12　『納経帳』（弥平治納経帳）(44)　寛政３年（1791）

奉納経
越中国
立山両大権現　　御宝前
立山御媼尊　　　御宝前
立山開山慈興大聖人御廟所
寛政三年辛亥歳
七月廿七日　行者丈
芦峅寺

次節で詳しく触れるように、立山では芦峅寺と岩峅寺の間で、これらの納経の請取をめぐって争論となり、正徳元年（1711）11月26日に、芦峅寺、岩峅寺両寺から請書が提出され結審となるものの、文化年間に再び争論となり、文政元年（1818）８月、改めて加賀藩公事場の判決が下されている。その結果、芦峅寺では六十六部行者に対する大乗妙典の請取が禁止される裁許が下っている。その後も度々、芦峅寺からはその権利回復をめぐって争論を繰り返しているが、何れも権利回復は実現しなかった。

その意味で芦峅寺発行の請取はほとんど現存していないなか、１－２－７（元文４年（1739））、１－２－９（宝暦14年（1764））、１－２－12（寛政３年（1791））などは、文化期の争論で再び問題の発端となる納経請取の史料であり注目される。しかも岩峅寺との間で問題となっている「立山両大権現」の御宝前であることを明記し、芦峅寺独自の御媼尊の御宝前や、開山慈興上人の廟所であることなども併記している。

この約100年の間にも芦峅寺は、一時は加賀藩公事場の判決に従う姿勢を見せたり、これに抵抗したりする様子がうかがわれる。

「御媼大日如来」を強調するタイプの請取が出現し、18世紀後半頃から現存する史料の中に、「血盆経」や「血脈」などのほか、女人救済に関する勧進・唱導関係史料が確認されはじめる。後述するように、この後、再び文化期の納経争論となるが、芦峅寺が宗教的に核とするべき勧進・唱導の内容を模索している様子がうかがわれる。

1－2－13　『日本廻国縁起』（善道坊旧蔵）

関連する文献資料についても参照しておこう。

「六十六部縁起」という資料の一群があり、豊富に研究成果が蓄積されている(45)。立山芦峅寺善道坊にも『日本廻国縁起』と称する六十六部縁起書が伝来している(46)。明治～昭和にかけて、善道坊の主であった佐伯道範の押印があるが、成立は貞享頃にまでさかのぼる。佐伯道範は、近代に立山信仰を復興することに尽力した一人で、芦峅寺一山会の中心的人物であった。おそらく道範が自坊に伝わる書籍や古記録などを整理した際に、一時期座右の参考書籍としたのか、その際に押印したものと思われるがはっきりしていない。

しかし、この書に記されている縁起の成立時期をみると、時期的に早い部類で、近世に版本として流布した縁起文と異なる点が散見することから、本稿では以下に全文を翻刻して紹介し、六十六部研究に資すればと思う。

※原文は和風漢文でフリガナや返点等が施されているが、ここでは読み下しに改め、句読点を付し、段落を設けた。
仮名遣いは基本的に原本のふりがなに従ったが、漢字は通行の字体とするなど、内容を取りやすくするように示した。

『日本廻国縁起』（善道坊旧蔵）
日本廻国縁起　　朱印「富山縣中新川郡立山村　芦峅寺／佐伯道範」
一丁目、二丁目に割印（朱印「立山／善道／閣印」）
廻国之縁起

窺に以れは、六道四生変現受(ママ)生の間に、受け難き人身、値(ママ)い難き如来の正法なり。豈に識得に非ずや。常住不変の妙法、心蓮は一実の薗に発き、大覚朗然の秋月は周遍法界の水に浮ぶ。皆是自性天真、不思議妙教なり。忝も、それ大乗妙経は、三世の諸仏出世の本懐、一切衆生成仏の直道なり。

抑、彼の廻国の濫觴を尋るに、西天の迦葉尊者は、法華を梵字に書き、実業の崛に納む。又、後に龍樹菩薩、無量寿経国と名けて、始めて行たまふ。震旦の羅什三蔵は、妙典を漢字に写し、白馬寺に安置したまふ。善道(ママ)和尚は廻国経と名けて始て行たまふ。本朝にては大日如来の御示現に依て、回国修行と名け、天智天皇始め給ふ。その後、文武天皇行し給ふ。慈覚大師は楞厳院の椙洞に草庵を結て、天長六年六月十日にこれを始めて、一千日の間、六時に行たまふ故、天人来下して、不死耳(ママ)露を与ふ。證に是れ、如法如説の妙行は、閻浮提中にも第一善願、広大無辺の鴻徳なり。

日本は文武天皇の御宇迄、三十三ヶ国なり。餘りに小国なりとて行基菩薩に勅して、六十六ヶ国となしたまふ。

然れは五畿内五ヶ国は五智の如来を表す。中国十六ヶ国は十六善神と十六大菩薩とを表す。開(ママ)東八ヶ国は胎蔵界八葉曼荼羅を表す。筑紫九ヶ国は金剛界九会の曼荼羅を表す。四国四ヶ国は多聞持国増長広目を表す。南海道六ヶ国は六観音を表す。東海道十五ヶ国は弁才天十五童子を表す。北陸道七ヶ国は過去七仏を表す。

天智天皇之納め給てこのかた、白道上人、行観上人、三光上人、慈覚大師、夫より後ち、頼朝房、納め奉る処の妙典六十六部の願主なり。日本国中、回国修行の大功徳、植種善本に依て、多生多劫を歴せず、今、日本太守開基大将軍右大将頼朝と現じ玉ふ。同じく頼朝房の旦那吉平太夫、笈を指て寄進す。其の結縁に依て、今、悪源太吉平と現じ玉ふ。中宮と云ふ人、御座す。荘厳の檀那、今の中宮太夫朝長これなり。膳を備る檀那、平太夫は、今の大膳の太夫廣元これなり。

本願主共に以上十六人の内、順縁の聖、二人あり。則ち聖、時正房は、今の北条四郎遠江守時正これなり。同じく小聖、景時房は日本国中一紙半銭の勧進聖たるに依り、日本国侍総の司となして、今の梶原平三景時これなり。

ここに逆縁の聖十三人あり。一番に義経房、源氏の大将源九郎義経と現れ、二番に兼廣房、今の間塩十郎権守兼廣これなり。三番に弁慶房、今の武蔵房これなり。四番に重宅房、鱸ノ三郎重宅これなり。五番に吉盛房、今の伊勢三郎吉盛これなり。六番に清重房、今の駿河次郎清重これなり。七番に戒尊房、今の常陸房これなり。八番に弘縄房、今の源八兵衛弘縄これなり。九番に兼高房、今の鷲尾十郎兼高これなり。十番に法界房、今の片岡八郎これなり。十一番に継信房、今の佐藤継信これなり。十二番に忠信房、今の佐藤忠信これなり。十三番に重清房、今の亀井六郎重清これなり。これ十三人逆縁聖なり。

西国三十三国は一味同心にして、御経を納め奉る。中国安芸ノ国厳島に於て、義経房と景時房と大口論をなし、本願主頼朝房の下智を背き、大願の本意を吉(ママ)、東の三十三ヶ国には御経を納めず。故に、東の武蔵国において、尽果その身、自然に亡たるも況(ママ)。然りと雖も一度の結縁空からさるによりて、本願頼朝房と一所に生れ、平家悪行を制せしかために、修羅道の大将軍と成たまふ。天下太平諸願成就ためなり。去る程に奥(ママ)西国に発し、山川海岳許多の悪難を凌て、強敵を追罰し、四国に渡る時、摂津国渡辺福島にて、逆艪の故に義経と景時と口論をなす。その意恨に依て、頼朝に讒訴し、終に義経を亡す。事は前生の因果に依る所なり。逆縁の聖十三人は奥州へ下り、平泉之庄高舘に御所を建て、こころ一つに義経を守護せん事、悪縛を露す所なり。

また爰に、近江の国住人佐々木四郎高縄は、鎌倉殿より日本半国の御代官を賜ふ。然りと雖も、諸国の諸侯、下智に随わず、故に熊野山那智一七日参籠して、此事を祈り深く祈誓す。満夜の暁に飛龍大権現の御示現に曰、「望む処、叶べからず。これより関東に下向し、伊豆御山へ百日参籠して祈誓せば、慥に霊鑑あるべし」と、御示現を蒙る。それより伊豆に参籠奉り、七十三夜に當て、新たに御神託あり。「汝、所望叶べからず。其の故は、頼朝、前生において、廻国聖の時、六十六部の内、法華三十三部の

旦那なるべし。堅物して成就する處、只七部なり。残る所二十六部、大願を満てず。故に諸国の諸侯人民共に下智に随わずなり。証拠は、伊豆の河辺に大なる塚あり。来る八月朔日に電雷震動し、大風大洪水の時、彼の塚烈破すべし。その時、塚を見れば、分明なるべし」。然してその時節に到り、件の如く彼の塚、萠(ママ)烈して、塚の中に銅筒あり。筒の中に頼朝房の旦那帳あり。帳面に納め奉る所の法華妙典六十六部の内、七部の旦那、近江国住人高縄とあり。これを見て前世の宿業の拙きことを恨み、子息千法師七歳なるに家を譲り、発心して紀伊の国高野山へ登り、一生を送るなり。

粤に亦、武蔵国秩父の住人、畠山の庄司次郎重忠か前生は、頼朝房、納経を書写の時、大なる熊蜂一つ飛来て、硯の縁を渡り、料紙を踏み穢すなり。去る程に、筆の軸を払て、思寄らず打ち殺せらる。聖、深く哀憐を垂れ、踏み穢す足の跡の墨を、即ち経の文字に直して、威神之力巍々如是普門品の文を唱ふ。その功力により、今の重忠と生まる。然れは重忠、過去の結縁により頼朝に従り、ある時、番を勤む。子細あり。重忠か心を引見んかため、将軍母の姿となして、密に立寄れば、重忠、それとは知らずして、意に思ふはこれ平家の朗等、悪七兵衛景清なるべし。頃、取分、君を躵い奉るなり。母に様を替、君を討んと計りと思ひ、只一太刀に討ち奉る。事是れ悪因悪報露現する所なり。

去る程に、一度の偶過、一度の結縁は生々世々に朽ちず。善因は善果を受け、悪縁は悪報を受く。過去において、修得大功の仁、現在にて前生の悪因を報い、悉く尽して無上大極果を得るなり。右大将頼朝、不思不覚の逆縁、了業の根を報い、上品上生の蓮台に至り、等正覚になるものなり。然れは、廻国経納の功徳、無量無辺にして大得不尽の妙行なり。五十展転の功徳は、五波羅蜜行より過たりなり。皆人々、疑う所なく、御経を納め奉るべし。現当二世の大願、皆令満足、決定大安楽自在を得るなり。仍て乃至法界平等利益縁起如件。

奉御経納代々次第

龍樹菩薩　次善道和尚　次天智天皇　次文武天皇　次行基菩薩　次白道上人　次行観上人　次三光上人　次慈覚大師　次頼朝房　次尊氏代夫以来下総国小倉住僧権大僧都法印日宮上人伊勢国住僧権大僧都法印月清上人阿闍梨空源法印周防国住人覧海上人弟子回国一国六部聖生国伊勢奥州住人玉伝上人

于時

貞享三之天正月吉辰日　　日本廻国

増誉会恵

右此一巻奥州於津軽廻国之砌求之者也。

六十六部縁起之事

敬白、それ一切衆生一人も漏さず、成仏せしめんがために、六十六部如法経を書写し、直に三世諸仏の覚体を顕し、六十六ヶ国霊窟に納め奉る。誓、六道四生含識に済し、貴きかな、文字皆金色に及べしとの仏の真文なり。憑くかな、周遍法界、行者を囲繞する金言なり。然りと雖も、思慮短くして、深泉に到らず。心願少なくして、大願を成ることなし。傳聞く、大施大子、大海を汲み、野雉を焼き、両翼を潤すという。もし今度、貴賤の合力を憑かずして、何時、無上宿願を成らんや。ここを以ては、一紙半銭の奉加を漏らさず、六十六部の檀那となして、かつて寸鉄尺木の合力を嫌わず、小因大果の妙益と成し、然れば則ち、浄名方丈の室に、三万六千の床を双へ、芥子毛端の間に無数億千の須弥を納め、かくのごとく、円教意、一字一銭、則ち一切銭の道理なり。微少なすといえども、得し広大無辺之利益を加え奉る。更に以て、疑うべからず。

粤に右大将殿の縁起を觀るに、伊豆の国新平三言者あり。先祖相伝の所領、平家の代として、召し上げらる。訴詔を致すと雖も、遂に叶わず数年過ぎ行きし畢ぬ。これ宿業拙き謂か、神明仏陀の冥助にあらずんば叶わず。これを思い、熊野に参詣し、百日参籠す。肝膽摧て祈念す。然に満足に示現ありて、

出雲国大社に詣て、祈精せしと云々。この御告を蒙り、則参詣す。彼社に又百日参篭してこれを祈る攸に、或る夜の暁に、年齢八十余の老翁、神殿より動出し、示言して、「昔、頼朝房ありという。聖我社檀の後ろに回廊の内に勤行して、六十六部の如法経を書写し、六十六箇国に納め奉る。一切衆生のために結縁せしめ、又、脇の聖、時政房、勧進聖景時、旦那平太夫広元なり。仍てこの人々、偏に無上菩提、如法華、一乗の真文に廻向す。成仏疑いなし。然るに或は有相福力を好むによりて、本願大聖頼朝房、日本国主に大将軍と生まれ、〈今の右大将／頼朝これなり〉　時政房は替聖に因みて、将軍の後見に生まれ、〈今、北条四郎／時政これなり〉　又、景時房は勧進小聖の為によりて、日本国侍々祖に生まる。〈今、梶原平三／景時これなり〉　亦、旦那平太夫、大膳太夫広元に生まる。仍て、平家を滅す。其の后、当家代に至。皆、悉く頼朝の御家人と成るなり。然は汝、往昔、景時、光る麻のいと三筋を奉り、小縁これあり。急ぎ鎌倉に下りて、梶原に附きて、訴詔を致さは、則、叶うべし。これまた不審の思者、回廊の後に如法経の塚あり。破りてこれを観べし」と云。

霊夢の告を蒙り、打ち覚、愕立ちて見れば、回廊の後に御示に違わず、案の如き如法経の塚あり。塚の中に石瓶あり。石瓶の中に銅の筒あり。筒、同しく頼朝房、時政房、景時房、広元四人の名字彫付これあり。新平太これを見て、信心肝に銘じ、感涙袂を湿、倍々合掌して、軈て関東に下向し、梶原に付きて、この由を言上する処に、本領安堵の御状、急に給ふ。本国に帰り、今、子孫繁昌云々。

抑、この縁起は、出雲国大社の国造という人、御夢想の告を蒙り、関東に注進申さる際、頼朝、この旨を聞しめし、「さては我、過去に於いて、六十六部聖となすの条疑いなし」と随喜し、御合掌して、軈て法華堂を建立して御影造立して御座と云々。仍てこの頼朝は過去に従い、百七十三年の星霜を暦て、御出生ありと見る。一端、有想妄念を引かれ、栄華之家に生まれ、天下を掌の内に治むと雖も、臨終之砌、紫雲は室に靉、音楽は虚空界に奏し、観音大士蓮台に乗し、速に浄土之往詣を遂ぐ。寔に知る。現世安穏後生善処、法華妙典金言須臾にこれを聞き、郎得究竟正直十権之妙説なり。然則、五十展転随喜、尚過八十箇年、布施一念信解功徳、宛も五波羅密の修行に超え、何に況や六十六部書写之玅文於て、無二無三梵行なるかな、功徳尤も無辺なり。豈に言語およばんや。仰願梵天帝釈四大莄王五道冥官泰山府君を甫め奉る。殊に我朝秋津洲尊主天神七代地神五代伊勢天照太神宮、其外三千七百余社、諸仏、別には、如法守護三十番神十羅刹女、惣じて者、高山垂迹幽谷和光崇廟稷く太小神祇等、各倍増法楽之咲を含み、弟子妙行を納受し、昼夜退転なく、哀愍守護を垂れ、永、内外魔障を離れ、早く現当所願を満給ふ。重ねて乞。一天風和、東作西収、業怠ることなく、八埏の日暖、断迷あり。開語勤行勇如之渇仰、帰依之心底、惑障煩悩塵勞を払う。恭敬頂戴、胸上無量億劫罪垢を消し、乃至一紙半銭の助成倫、幷褒貶逆類共に得脱芳𢍰結び、慈尊出世暁に生まる。同じく佛果菩提之覚月と翫ん者か。仍て六十六部縁起の趣、斯くのごとし。

願主　大阿闍梨

于時　寛文十三年之七月下旬日頭　　増誉　敬白

六十六箇国回国次第不同　幷神社・仏堂

長門国　神宮后皇宮　一宮住吉大明神　狗留孫山観世音菩薩
周防国　新寺山　観世音菩薩
安芸国　厳嶋大明神
備後国　浄土寺　吉備津一宮観世音菩薩
備中国　大明神　釈迦　遍照寺　観音　薬王寺　薬師如来
　　　　吉備津　一宮　鷲峯山観音　金敷寺　六観音
備前国　右同断　大瀧山観音　当照権現　玉宮見界山真言
　　　　釈迦如来　熊山権現　尾幡寺六観音　国生寺観音

播磨国　書写寺　伊賀留加太子　須磨寺
　　　　観世音菩薩　釈迦如来　阿弥陀如来　奥院開山
摂津国　四天王寺　西国三十三番観世音菩薩
　　　　聖徳太子　天満宮
山城国　八幡宮
河内国　太子村　天野山弘法大師
　　　　聖徳太子　観真寺　藤井寺観音　大日　不動明王　降三世
和泉国　巻尾山弥勒　脇立千手釈迦　薬師堂
　　　　観世音菩薩　文殊菩薩　鎮守明神　愛染明王
紀伊国　熊野山那知　高野山　新宮本宮
　　　　観世音菩薩　岩屋二体地蔵　記見井寺　和歌□
大和国　春日大明神
伊賀国　雨見瀧　不動明王
伊勢国　山田大日寺　大日如来太神宮
志摩国　朝熊嶽　虚空蔵菩薩
尾張国　熱田大神宮
三河国　八幡村　八幡宮
遠江国　浜松龍禅寺　観世音菩薩
駿河国　大宮　冨士浅間　富士山権現六月朔日に必参詣
伊豆国　三嶋大明神
相模国　鎌倉八幡宮
武蔵国　浅草寺　観世音菩薩
下野国　妙高山　米山
出羽国　羽黒山大権現
陸奥国　塩竃大明神
常陸国　鹿嶋大明神
下総国　香取大神宮
上総国　一宮大明神
安房国　那古寺　観世音菩薩　　武蔵へ又帰る
武蔵国　又帰に少居住
上野国　日光山宇都宮　大明神
甲斐国　七覚山大権現　六月朔日富士山参詣の事なり。
信濃国　上諏訪大明神　善光寺如来
越後国　長岡蔵王権現
佐渡国　小比叡山
越中国　一宮山大明神
能登国　石動山大権現
加賀国　白山大権現
飛騨国　千光寺　観世音菩薩
美濃国　谷汲山観世音　但し南宮之宮
越前国　水落明神
近江国　比叡山　如意嶽　岩山観音

若狭国　神宮寺　薬師如来
丹後国　成相寺　観世音
丹波国　穴太寺　観世音　笹山福知山
但馬国　一ノ宮　養父大明神
因幡国　一宮
美作国　一宮
伯耆国　大山寺権現
出雲国　キスキ大社
隠岐国　焼火権現
石見国　太田八幡宮
安芸国　又帰、厳島にて求聞持執行之事　大坂へ又登、淡路より初。次四国。
淡路嶋　先光寺　観世音菩薩
阿波国　大龍寺　虚空蔵菩薩
土佐国　五台山　文殊至利菩薩
伊予国　奥院岩屋寺　不動明王
讃岐国　禅通寺　薬師如来　金毘羅権現　次長門に帰、九州。
豊前国　宇佐八幡　彦山権現
筑前国　八幡　箱崎　宰府天神宮
筑後国　高良山　大菩薩
肥前国　千栗山八幡宮
平戸　　チクソ山　安満嶽
肥後国　阿蘇山大権現
薩摩国　新田八幡　若一王寺　熊野権現
大隅国　宮内　八幡宮
日向国　ホヶ嶽　薬師如来
豊後国　由原山　八幡宮
　以上六十六箇国畢　高野山帰　増誉敬白
　　　施主各願文
一　大日本国中六十六部廻国右御祈祷意趣旨者、一天泰平国家安全当国太主御武運長久万民豊饒殊者信心施主各息実延命七難即滅七福則生子孫繁昌家内安穏身心堅固如意満足為現世安栄後生安養土一蓮宅生也。
　于時　貞享二乙丑戴正月吉日　　増誉
　　　　　　　　　　　　　　朱印「富山縣中新川郡立山村　芦峅寺／佐伯道範」
　　　　　　　　　　　　　　朱印「立山／善道／閣印」

以上、本史料は、２種類の六十六部縁起で構成されている。

まず、前半は「廻国之縁起」と称するもので、奥書から貞享３年（1686）正月、「増誉会恵」という六十六部聖[47]が、この内容を記した一巻を陸奥国津軽にて求め、本書に書き留めたものであることがわかる。

後半は、「六十六部縁起之事」という内題があり、奥書に、「願主大阿闍梨増誉敬白」とあり、こちらは、寛文13年（1673）７月下旬に書写したものであるという。そして諸国納経所のリストを挙げ、そのあと巻末には、「貞享二乙丑戴正月吉日　増誉」とある。

この善道坊旧蔵本の六十六部縁起としての位置づけ等、詳細検討については、他の六十六部縁起研究の成

果に基づく史料の比較検討が必要であり、前半は近世刊本の六十六部縁起の系統で、後半は輪王寺本に通じるようだが(48)、今後の課題としたい。

そのうえで、蛇足を連ねれば、この諸国納経所リストには「安房国　那古寺　観世音菩薩　武蔵へ又帰る」、「武蔵国　又帰に少居住」、「安芸国　又帰、厳島にて求聞持執行之事　大坂へ又登、淡路より初。次四国」、「讃岐国　禅通寺　薬師如来　金毘羅権現　次長門に帰、九州」などの記述から、増誉が実際に廻国巡礼した納経所を記したものと解される。このリストにおいて、越中国の項に「立山」は記されておらず、増誉は、「一宮山大明神」すなわち「気多社」に納経したとみられるのである。巡礼地として立山を含まない文献が、なにゆえ善道坊に伝わったのか不明と言わざるを得ないが、増誉のこの縁起（善道坊本）は、ある時点まで他所に伝来していたものをある時点で善道坊の何某が（もちろん佐伯道範氏かもしれないが）、入手したものと考えておきたい。

さらにこの諸国納経所リストは、１－２－５の「横山九郎右衛門納経帳」とともに同家につたわる『六十六部縁起之事』に収録される納経所リストと酷似しており注目される(49)。ただし気になることは、横山家本にも「越中国」は「千光寺観音／袈裟山」とあって「立山」ではないが、前掲のとおり、立山芦峅寺金泉坊による請取が確認できる。さらに同家に残る『日本六十余州廻国納経記簿』（道中記）(50)によると、７月11日の千光寺参詣のあと(51)、

一さゝず村ヨリあしくら迄六り。七月十四日ニさゝずニ泊り。是ヨリ十五日ニ立山へ参。同十六日ニかへり又さゝすニ泊り。

宿　金谷（泉）坊

之□

立山ニみくりいけ、又みとり之いけ有り。一百三十六地こく有り。

十五万国城下

一あしくらより小杉村迄十一り。七月十七日泊り。

とみえ、その足跡がうかがわれる。

このことからいくつかの実態がうかがわれて興味深い。

まず、六十六部行者であった横山九郎右衛門は、『六十六部縁起之事』に収録される納経所リストを頼りとして、諸国を巡礼したが、東国、西国あわせて215ヶ所の寺社を訪れている。「国々にて其志す寺社に納め侍るとぞ」との『塩尻』の記載の通り、一国で３か所以上訪問している。すなわち、同家にのこる納経所リストが必ずしも巡礼の実態ではなかったことがわかる。つまり、他の史料で越中国の巡礼地として「立山」が記されていなくても、立山への巡礼者がなかったとは言えないということである(52)。

また、『日本六十余州廻国納経記簿』（道中記）〔写真２〕に「立山ニみくりいけ、又みとり之いけ有り。一百三十六地こく有り」との記載があれば、一見すれば、少なくとも立山室堂付近（標高約2,500m）の「みくりが池」や「みどりが池」、「地獄谷」などを見聞し、立山では禅定登拝を伴うのが実態であったようにみえる。しかし、行程を追うと、７月14日笹津泊、15日芦峅寺金泉坊泊、16日笹津泊とある。日程的に近世の立山登拝は、芦峅寺または岩峅寺の宿坊での前泊、後泊を含め、立山室堂泊の最低「３泊２日」は必要であったといわれている。横山九郎右衛門の立山巡礼は、立山禅定登拝を伴わず、もっぱら越中では納経所を訪れるだけのものであった。

従来の立山信仰研究史上の認識では、いわゆる開山（夏山）のシーズンに、芦峅寺や岩峅寺の宿坊へ来訪する人々（男性の行者、参詣者ら）が立山登拝を伴わないことは、想定されてこなかったように思われる。しかし、こうした事例から、納経だけを目的とする巡礼地への来訪があったことがわかり、興味深い。次節で述べる争論とも少なからず関わる実態であるので注意しておきたい。

２．納経一件争論

近世立山において六十六部の諸問題を論ずるとき、核となるのは大乗妙典の納経請取をめぐる争論、いわゆる「納経一件」に関する資料群である。代表的なものを挙げれば、芦峅寺一山会文書の『納経一件留帳』（上巻、文化８年（1811））をはじめ、その下巻（文化13年（1816））、『納経一巻等記録』（文政元年（1818））、芦峅寺雄山神社文書『納経一件扣』（文化８年（1811））がある。

近時、米原寛氏が研究成果を一書に編みあげた『立山信仰史研究の諸論点』(53)を上梓された。先行研究において、方々に書き散らされていた立山信仰史に関する論点を、整然と端的に整理しただけでなく、立山信仰の底流をなす基層文化に鋭く切り込み、全体として米原氏の世界観がよく示されている好著である。この書の中で、納経一件に関する問題を、芦峅寺・岩峅寺の様態を示すなかで、社会経済的、政治的な事情を史料的に踏まえたうえで、その争論の展開状況を整理されているのが大変参考になる(54)。

近世立山では、加賀藩の政策によって、芦峅中宮寺と岩峅立山寺（以下「両寺」とも略称）が「立山信仰」を管理し、藩の菩提寺の一つとして祈禱をおこない、公的な宗教組織として両寺の堂塔などは藩の「御普請」によって維持されていた。

立山の両寺が全国的にみて極めて特異で異例なのは、いわゆる近世寺社の本末体制下になく、両寺とも天台宗を標榜しながら、その本山はなく、仏教的勤めの「僧侶」としても本山から僧位を補任されたりすることが一切なかったことである。両寺には触頭寺院が存在せず、加賀藩寺社奉行の支配を受け、両寺の間で異なる認識が争点となった「納経一件」などの争論は、宗教的な問題であっても加賀藩公事場がすべて裁許を下した。

一般的に立山は、縁起諸本によると大宝元年に慈興上人が「立山大権現」を感得して開山したとされる霊山で、両寺ともに慈興上人が整備し、その法脈が継承されてきているとされている。その認識について、芦峅寺では両寺ともに「法水一流の両派」と主張し、「立山大権現」は両寺共有の神格であるとし、他方、岩峅寺では、「両流の間柄において時々争論」にあり、両寺は別々だと主張した。もとより発端となったのは、六十六部聖が大乗妙典を納める際の納経請取の役目をめぐるものである。前節でみたように、近世には大乗妙典の請取は、芦峅寺・岩峅寺が発行したものが入り乱れている。立山大権現に対する大乗妙典の請取の役目を負えるのは、立山では「立山大権現」の別当寺でなければならぬとされ、すなわち両寺のあいだで納経所としてどちらがふさわしいかの議論が展開し対立していった。

従来、加賀藩公事場の裁許に関する解釈は、明瞭に二項対立の構造で捉えられており、両寺間で、宗教的権利は山の管理権と加賀藩領外での廻檀配札権に分配し、経済面で互いに競わせ、両者が協力して一大勢力にならないように力を削いだものといわれている(55)。近世立山信仰の事象の解釈は、主としてこうした裁許の解釈のうえに組み立てられているので、加賀藩支配に両寺の「経済的に競わせ、力を削」ぐことが意図したものであったかどうかは、根拠不十分な推論にとどまる。この点、重要なポイントとなると思われるが、加賀藩による両寺の機能分担に関する真意をめぐる問題については、改稿して総合的に再検証したい。

２－１　正徳期の争論

宝永６年（1709）から勃発した納経をめぐる争論では、正徳元年（1711）11月26日に、芦峅寺、岩峅寺両寺から請書が提出され結審となった。結局、その後繰り返される芦峅寺の訴えは聞き届けられず、本稿ではこの内容を重視したいので、その内容を事実関係を妨げない程度に要約して概観しておこう。

以下では、『納経一件留帳』(56)（上下巻、芦峅寺一山会文書）に全貌が記録されている芦峅寺の発言のうち、❶が請書の内容で、①が嘆願や反論、訴状内容、1⃣が岩峅寺の意見や反論、訴状内容などの発言を示し、［１］は加賀藩公事場からの指摘である。

まず芦峅寺は、「請書」で、次の４つのことを藩へ約束している。

❶今後、岩峅寺へ申分はしない。立山参詣人を指し止めたりしない。芦峅寺に宿泊する参詣人の荷物持ち雇い賃については当事者同士で決めること。戸銭や室堂入銭について、芦峅寺が取ることがないこと。参詣登山人の参銭などから差し引くこともしないこと。
❷６月12日～15日まで、芦峅寺での開山祭礼に、岩峅寺はこれを「法事」と言っているというが、従来どおり岩峅寺も参詣するよう仰せ付けて欲しい。その際の供物の過不足については頓着しないこと。
❸開山祭礼での座列は、従来どおりとする。芦峅寺社人の下に岩峅寺を置いたりしないこと。岩峅寺に対して芦峅寺から無理口論など仕掛けたりしないこと。
❹立山へ納める「諸国廻国六十六部之経」など、芦峅寺では頓着しないこと。
と、芦峅寺はこのように約束している。
　そして岩峅寺は、この加賀藩公事場の裁定に対し、芦峅寺と同日付で、
1　「先規之通」の裁定となり忝いことなので、何も申すことはないという請書を提出している。
　さらに同年（1711）12月４日、芦峅寺から追加の請書が出ている。
❺今後、立山のことは、「別当岩峅寺」次第であり、芦峅寺は頓着しないこと。
❻また、他国他領での布教の際、芦峅寺は「立山之本寺別当」などと広めたりしないこと。
このことについて、追加で約束をしている。
　これによって、基本的には芦峅寺は大乗妙典六十六部の納経については「貪着」しないと約束し、納経請取の巡礼地であることを「放棄」したはずであった。しかし、前節で紹介した通り、この後も芦峅寺からは「仲宮寺」の名義で、納経請取が出されていたことが数例確認されている。

２－２　文化期の争論

　それから、約100年経ち、この問題は再び問題となった。文化７年（1810）７月、岩峅寺が寺社奉行に対して芦峅寺の行動を訴えた。
2【芦峅寺が納経請取を出すこと】近年、芦峅寺から「日本廻国納経帳書出」、つまり再三問題になっている大乗妙典の納経請取を出していることについて、岩峅寺が抗議している。岩峅寺が芦峅寺発行の請取を見たところ「立山大権現御神峯令禅定候」と記されていた、という。（※管見の限り、この文言は岩峅寺の請取にみられても、現存する芦峅寺の請取にこの文言はない。）そしてそもそも岩峅寺からのみ納経請取を出す定めであるのに、芦峅寺も出している実態に難色を示している。芦峅寺は、岩峅寺で納経して登拝しようとする者を芦峅寺で追い返すなどし、岩峅寺僧侶らの面目が立たず困っていることなどを例に挙げ、以後、芦峅寺から納経請取を出さぬよう訴えている。
　これに対し、文化８年（1811）７月、芦峅寺は次のように反論している。
①【事実誤認】先祖から聞いている話とは大いに異なっている。そもそも岩峅寺が願うとおりに請けていては、芦峅寺一山が退転してしまうので、何度も一山挙げてお願いに行き、ただただ嘆き、未だにお請けすることができていない状況が続いている。
②【両寺同格】「立山大権現」は開山慈興上人の勧請で、７か所に坊社を建て、各７か所から信心の行者へ納経請取や午王札を出していた。しかし現在では５か所が退転し、芦峅寺と岩峅寺だけとなり、両寺とも慈興上人の弟子であり、法脈を相続している立場なので、一山両寺であり、同様である。なかでも芦峅寺は大権現の内に住居し、開山慈興上人の霊廟がある。開山の地であるから、御上の武運長久や権現祭礼の法式を芦峅寺で勤めている。芦峅寺だけ請取を出してはならないということはあってはならない。寺号「立山寺」も両寺で共有していたし、加賀藩の祈祷も両寺へ、諸国大名から納経があるときも両寺に対してであったこと。
③【岩峅寺の謀略】岩峅寺に納経してから登拝してきたものを芦峅寺で追い返したなどということはない。ただ岩峅寺で納経し、納経帳を岩峅寺に置いてきて持参してこない者は、登拝に訪れた修行者か立山を越

えようとするものか､わからない。だから取りに帰ったことはある。また立山で登拝者が怪我をした場合、納経帳がないものは､出身など素性がわからない。日本廻国の者にとって納経帳は大切なもの。それを持っていないとはいかなる輩かとして、前々から宿坊に止宿させないようにしている。納経帳を岩峅寺に留めておくのは、岩峅寺の企てであって、岩峅寺は、芦峅寺宿坊のことをただの宿屋だといっている。

④【岩峅寺の謀略】正徳元年（1711）に請書は出した。立山へ納める諸国廻国六十六部の経典などは、芦峅寺は頓着しない、と約束したのは、その際に「立山本寺」と言って芦峅寺から岩峅寺へ納経してはならないということは理不尽だということで、裁許によって、それ以来は岩峅寺から立山への修行者の納経について、芦峅寺は頓着しませんよ、という意味である。芦峅寺から納経請取を出してはならないということではないと理解している。それゆえに先代よりずっと納経請取を出している。近年などということではない。

　岩峅寺方の真意は、芦峅寺からの六十六部納経請取を差し止めれば､「立山大権現」とも言えなくなり、諸国廻檀配札において牛玉札も差し止めるという企てなのだろう。そんなことになっては、芦峅寺は退転してしまう。

⑤【岩峅寺による乱暴狼藉】明和４年（1767）６月12日から15日まで､例年通り「立山大権現」の幕を張っていたところ､芦峅寺にて「立山大権現」という幕を使ってはならないとして､岩峅寺が引き裂いたので､なくなってしまった。

⑥【岩峅寺による乱暴狼藉】明和４年（1767）11月、諸国廻檀配札に出ていたところ、岩峅寺衆徒が待ち伏せして、荷物の中の午王札や袈裟などを踏み破った。

さらに文化９年（1812）９月には、追加の反論を提出している。

⑦【峯本社の鍵】正徳元年の頃までは、立山峰参詣人の案内は、芦峅寺に宿泊するものは芦峅寺の者が案内して山役銭を請け取り、岩峅寺に宿泊するものは岩峅寺の者が案内して山役銭をとっていた。また峯御前堂の鍵は芦峅寺に納め置いてあるものだったので、両寺の内から案内の者へ鍵を貸し、鍵銭として山仕舞いの時に400文ずつ、岩峅寺より渡すことになっていたが、鍵銭は渡しても、鍵は芦峅寺へまったく渡さない。山役銭も芦峅寺は参詣者から全く受けていない。昔からの格式も岩峅寺に奪い取られた。

⑧【雑穀収入】芦峅寺から一里奥に「十八ヶ所」というところがあり、昔から焼畑をし、稗・粟など作り、芦峅寺の草高の一部になっていた。ところが享保年中に、岩峅寺よりあらたに焼畑するようになったことで論地となってしまい、手入れが行き届かず荒れ地になっている。

⑨【権現祭の軽視】両寺ともに立山大権現の社僧だが、近年は芦峅寺が「立山大権現」と言うことを許さないとは理不尽である。例年、御上の武運長久のために、立山大権現祭礼を６月12日から15日まで、芦峅寺の社堂で、昔から岩峅寺衆徒たちも全員12日には芦峅寺に来て、芦峅寺とともに勤めていた。しかし正徳年中の両寺の争論の時、一年も勤めなかったので、御上の武運長久の祭礼を勤められなかったことについて、芦峅寺から寺社奉行所へその次第をお話し、岩峅寺に対し、きちんと勤めるようにと言われたにもかかわらず、12日から15日までの勤めであるのに、13日に来て14日に帰ってしまう。【岩峅寺による乱暴狼藉】そして⑤の乱暴狼藉があったことを再論する。

⑩【芦峅寺は神域ではないとする動き】芦峅寺は「九里八丁の立山の垣内」（神域）に位置することは、開山以来、定まっている。

　明和年中、岩峅寺は、芦峅寺から１里奥の「藤橋」からが「九里八丁」だと言って、藤橋から１里ずつはかり、傍杭を打っていった。このことについて芦峅寺が抗議したので、杭は取り除かれたが、これも芦峅寺が「立山九里八丁の垣内」にあることを打ち消そうとする企てだった。

⑪【芦峅寺を経済的に追い込もうとする動き】安永６年（1777）のころ、芦峅寺から奥にある千寿ケ原に、新たに小屋を作り、そこに参詣人を止宿させ、芦峅寺の宿坊経営をやめさせ、渡世立ち行かなくしようと企てた時も、芦峅寺が嘆願したので、岩峅寺の企ては実現しなかった経緯がある。

⑫【芦峅寺を経済的に追い込もうとする動き】享和元年（1801）のころ、芦峅寺から25丁下の千垣村に祐教寺（浄土真宗）があるが、岩峅寺が祐教寺に頼んで参詣人の宿坊をさせていたので、祐教寺に事実関係を尋ねたうえで、芦峅寺が抗議したので、触頭寺院の井波瑞泉寺が祐教寺の宿坊をやめさせた経緯がある。
⑬【山役銭徴収の特権】岩峅寺の衆徒と神主ら御冥加のために、毎年峯御前堂へ参詣しているが、岩峅寺よりほかから来た参詣人、また山役銭を出さない者には登山させていない。
　もともと両寺は同様の社僧なので、御上から御祈祷など同様に申し付けられてきた。そのうえ立山七木など管理・監視の役も、両寺同様に山廻りを行ってきた。また峯御前堂の銭まで昔の通り受け取ってきた。特に芦峅寺は「九里八丁の垣内」にあって、立山大権現本社両堂と開山慈興上人御廟所もある。しかし、芦峅寺の衆徒や神主が峯御前堂へ参詣すると、諸国の参詣人と同様に岩峅寺へ山役銭を支払うように言われることは心外である。
⑭【納経請取ができないと配札に影響する】六十六部納経帳請取のことは、諸国修行者は、岩峅寺でも納経帳を受け、芦峅寺でも納経帳を受けるものだ。すでに岩峅寺で納経帳を受けて芦峅寺まで来る者たちは、一山両寺同様のことであるので、岩峅寺で納経したのでこれで良しとして、芦峅寺からは納経請取の必要はないとのことである。万里の道のりを経て、立山に登山することなので、芦峅寺・岩峅寺双方より納経帳を出したいと願う。これであれば芦峅寺から納経帳を出しても、まったく岩峅寺には差し支えないことだ。
　しかし、それでも芦峅寺の納経請取を差し止めようとするのは、元来、芦峅寺が昔から「本寺座主職」であるので、だんだん自分の意を募らせる岩峅寺をせばめるとのことで、正徳元年のころ、争論となった。そこでは、芦峅寺の先祖が「本寺別当」を標榜し、自分たちの意を募らせて、一山両寺同様だとして、岩峅寺を難儀させるのは、言語道断のことだといって、立山役銭など残らず岩峅寺へ取り上げるようにと裁許が下ったが、そうなってしまって大変困ったので、旦那場を求めて、立山牛玉札や山絵図などを配って、少々ずつ初穂をもらって渡世してきた。御上より50石ずつ寺領をいただいているが、38軒に配分すると、ほかに収入がないと、１寺を相続し、これまで通り両宮開山堂など朝夕の御供燈明を献ずることも難しく、また御上の御祈願も難しくなる。しかし、先祖よりこれまで行ってきた納経請取や立山大権現と言って書き表すことについて、今般、岩峅寺がいうようにやめてしまえば、これまで弘めてきた牛玉札など、誰も受ける者がいなくなってしまう。このことは立山納経帳も書き出せないところから差し出された祈祷札などは、御守にもならず、御利勝もないように人々は思うだろう。今般、芦峅寺からの納経帳の書出ができなくなると、職分が機能停止し、ついには芦峅寺が退転してしまうことを岩峅寺は承知の上で企てているようだ。すでに岩峅寺方の宮地村などから来る参詣人や荷物持ちの者たちの中には、その参詣人が芦峅寺で国元への土産物などと言って牛玉札や山絵図などを買い求めるのを見て、暴れだし、自分たちが連れてきた参詣人が、芦峅寺札を求めてはならず、岩峅寺に対して申し訳ないなどといって、妨げるので、騒動になったことがある。
　納経帳を書出せないようになれば、牛玉札や山絵図など弘めにくくなり、また受ける人もいなくなるので、格別の慈悲を願い出ている。
これに続けて、同年、文化９年（1812）11月に、芦峅寺はさらなる嘆願書を提出している。
⑮【立山大権現祭礼における岩峅寺の役割】もともと立山両寺は、同様であって、加賀藩初代藩主以来、武運長久の祈祷を、両寺とも同様に仰せつけられてきた。両寺とも、立山大権現へ祈願し、御札を献上してきた。さらに芦峅寺には立山大権現本社両堂、権現祭礼の御輿、講堂という祈願所がある。
　これらの諸堂や御輿は、御上が建立され、いつもご修復なされるところである。さらに、毎年６月12日から15日まで、本社堂で立山大権現の祭礼を勤めている。その時には岩峅寺衆徒らも残らず、稚児４人らも、芦峅寺へ来て、講堂に詰めて、祭礼を勤めている。そのうち岩峅寺より出る「山番の衆徒」２人は神酒や供物などを持参し、大権現御旅所の内、この山番の衆徒らは道辺にて「一足不去の行法」という。

御旅所の勤めを終えると、御輿は拝殿に戻り、拝殿に戻り、山番の衆徒らも、神酒と供物などを持参して拝殿に戻ってきて、御輿の前に備えると、芦峅寺の両座主は、御輿の前に出て、神酒と供物などを献納し、神事が終わるまで、岩峅寺の山番の衆徒の２人は、芦峅寺両座主の次に着座し、礼儀を済ませ、退座するのである。

⑯【芦峅寺での祭礼は「法事」ではなく「立山大権現の祭礼」】立山大権現祭礼について、岩峅寺は「開山の法事」などと言っているが、法事ではない。あくまでも「立山大権現の祭礼」であるので、芦峅寺本社堂拝殿で、御輿、幡鉾、幣帛などをかざり、両寺の社僧や神主が勤めている。「開山の法事」であれば、開山堂にて勤めるはずで、この祭礼は立山権現本社堂で法式を勤めている。

　ということで、「立山大権現の祭礼」に相違ない。この祭礼の勤め方については、別紙に絵図を添付するので見てほしい。芦峅寺は境内、特に開山直弟子の社僧、神主で勤めている。芦峅寺から納経帳の請取を出してはならないなどということはないのである。

⑰【「芦峅寺は納経請取を出さない」と言ったわけではない】正徳元年のころ、両寺が争論で芦峅寺が出した請書（❹）に、「立山へ納め申す諸国廻国六十六部の経など、芦峅寺では貪着しない」と書いたのは、岩峅寺が差し止めを願おうと、芦峅寺にとっては代々伝えてきたことであるから、芦峅寺は本寺など言って岩峅寺から納経請取を出すことを差し止めようとすることは理不尽だと言って岩峅寺は争ってきたので、それ以来、芦峅寺は岩峅寺から納経請取を出すことについて、芦峅寺は貪着しませんよと言ったまでだと伝えられてきている。だから、岩峅寺から芦峅寺は納経請取を出してはならないと言われたわけではないと考えてきた。先祖代々､芦峅寺の僧侶たちが納経請取を書き出してきていることは間違っていない。

⑱【両寺双方、反省し、成り立たなくなるようなことはやめにしよう】芦峅寺の境内は、特に開山地にあるので、芦峅寺の先祖たちは権が強く、一山の物成をほしいままに取り、岩峅寺を成り立たないようにしたので、お咎めをこうむったことがある。今度は岩峅寺が芦峅寺を成り立たないようにし、一寺絶転させようとしている。前のことは、芦峅寺の先祖が自分たちの意が強く、お咎めをこうむったことは反省すべきところである。これまでの通り、芦峅寺から納経請取を出せるようにして、祈願を全うできるようにしてほしい。

　文化11年（1814）６月、岩峅寺は再び訴状を出した。

③【「立山大権現」の幡の使用】今年の６月14日、開山慈興上人の忌日に、報恩のために、例年のとおり「五字経」などを持参し、岩峅寺衆徒たちが芦峅寺へ行くと、芦峅寺の講堂の前に「立山大権現祭礼」という幡が２本立てられていたので、「これはなんだ」と尋ねると、「前田中務御寄附の品だ」という。たとえ御寄附の品であったとしても、芦峅寺で「立山大権現」と書きあらわした品を用いることは許されないので、岩峅寺が引き取ると伝えても芦峅寺は聞かず、祭礼が終わり次第引き取れなどと聞かないので、祭礼への参加を断った。

　前々から芦峅寺は岩峅寺に対し、何事にも貪着しないと言っていたのに、近年紛らわしいことが増えてきており、また今年から納経帳に「芦峅寺別当所」と記しているのも紛らわしい（別紙に証拠の請取を添付）。

　これに対し芦峅寺は同年（1814）９月、次のように反論する。

⑲【幡に関する対応は解決済みだった】今年６月14日、立山大権現本社両宮の御祭禮を、例年通り勤めたところ、前田中務殿から心願を伴った幡２本を寄附され、ご代参されて本社両宮の神前に建てていた。ところが、岩峅寺が例年通り芦峅寺にやってきた時、これを見て「引き取る」と。芦峅寺僧侶たちとしては、ただいまは祭礼中なので、祭礼が済み次第対応すると申し伝え、また山目代へも説明した。誰からの寄付かと尋ねられたので、前田中務殿より御寄附とのことを伝えると、そういうことであればわかったと言って、そのままにして帰っていった。

　これまで、信心の寄付物について異議を唱えられたことはなかった。例えば、湯立釜や大宮神輿の胴幕

などがある。

⑳【近年に始めたことではない】岩峅寺の文面に、近年紛らわしいことが増えてきたというが、芦峅寺では代々続けてきていることであるし、新たなる紛らわしいことは一つもない。もちろん、岩峅寺で何をしようとも、そのことについて芦峅寺が貪着したことは一度もない。とても心外なことだ。

㉑【芦峅寺の別当所】芦峅寺からの納経請取に「芦峅寺別当所」書いたものが、今年から出されたと岩峅寺は言っているが、これは芦峅寺33坊の衆徒たちが、立山大権現本社両宮の別当職を順番に努めてきている中でのことであって、納経請取を願う者が、芦峅寺の別当職本人に請取を願うときは「別当所」と書いてきている。また別当役でない寺へ納経を頼む時は、「芦峅寺」とのみ書くということになっている。これは代々このように納経帳に記述してきていることで、新たに書き出したことではない。岩峅寺は納経帳に「立山別当岩峅寺」と書いている。芦峅寺は「芦峅寺別当所」とだけ書いている。それぞれ文面は別々である(57)。

㉒【代々使用している】岩峅寺は、芦峅寺が「立山大権現」と書いたものを使用することを許さないというが、書かれた品々は前々から用いてきている。

２－３　加賀藩公事場との問答

以上のように、芦峅寺からの意見や反論が出揃ったところで、文化12年（1815）春、加賀藩では公事場では論点を整理してから寺社奉行へ、芦峅寺と岩峅寺に対し証文の提出や答書を求めた。

［1］　芦峅寺の書付には、両寺とも「立山寺」だというお墨付きをもらい所持しているという。このお墨付きの写を提出しなさい。

［2］　岩峅寺の書付には、両寺とも「立山寺」といったことがあるようだが、その後、芦峅寺を「中宮」といい、岩峅寺は「立山寺」と言ってきたのはどういうわけなのか。奉行所からの仰せ渡しでも、芦峅寺と言っている。岩峅寺にも加賀藩先代からのお墨付きがあるという旧記があるようなので、これを提出しなさい。

［3］　両寺とも寺領はどれくらいなのか。寺領を寄付した紙面であるので、両寺ともこれらのお墨付をなどあれば、その写を提出しなさい。

［4］　御上の御祈禱を依頼された時、両寺へ同様に仰せ付けられたと、芦峅寺書付に見えている。その通りなのか。権現祭礼で御札を差し上げる時も、両寺同様であるのか。両寺とも御札にはどのように記しているのか。

［5］　芦峅寺の書付には、「立山大権現」は開山慈興上人が勧請し、７ヶ所に坊舎を建立し、そこで納経帳を書き出してきたが、５ヶ寺は退転し、芦峅寺と岩峅寺が残り、両寺とも開山直弟子であり、法脈を継承し、一山両寺という旧記、そのまま提出しなさい。

［6］　岩峅寺の書付には、芦峅寺は６坊に定めてあったのに、つらつら坊舎が増え、今では30余坊になっているとあり、芦峅寺書付でも三十八宇になっているとみえる。いつ頃まで芦峅寺は６坊と定められていたのか。このとおり坊舎が増えてきていることはいつからなのか。思い通りに増えることは差し支えないが、坊名を書き出すように。

［7］　芦峅寺の書付には、大宮の神輿の胴幕に「立山大権現」と縫って書き表したものについて調べるように。御上が寄付した幕であれば、年号など記してあるか、また寄付について、書物などもあると思われるので、旧記を提出するように。

［8］　岩峅寺は「衆徒」だけで「社人」がいないが、芦峅寺には「社人」がいる。芦峅寺に「社人」がいるのはどういうわけなのか。またこの「社人」は何宮を守っているのか。

［9］　これらについて、両寺それぞれに尋ねるように。また、芦峅寺から一里奥の十八ヶ所というところ、芦峅寺村の草高234石に添えたところであるので、芦峅寺衆徒や百姓たちが焼畑してきたところであ

るが、享保の頃より、岩峅寺が新たに焼畑をし、論地になっているという。その際、岩峅寺から寺社奉行へお断りした経緯があれば、その様子を聞かせて欲しい。

［10］　芦峅寺は「九里八丁」の垣内だというが、岩峅寺は、この「九里八丁」という里数は芦峅寺から一里奥の藤橋から「九里八丁」だといって、明和年中に一里ずつ杭を打ったということがあった（⑩）。そのほか、安永年中には、千寿ケ原に岩峅寺が小屋を作り、参詣人を宿泊させて、芦峅寺で参詣者の宿坊をさせない企てがあり（⑪）、さらに享和元年の頃には、岩峅寺が千垣村祐教寺に参詣人の宿坊を営ませたこと（⑫）など、その時、芦峅寺から寺社奉行へ断ったことで、傍杭は取払われ、宿坊は指し止められたりするなど、芦峅寺の書付にある。これらの詮議した様子について、聞かせて欲しい。

これを受けて、芦峅寺は同年（1815）５月、これに答えている。

㉓　［１］の件は、写を提出する。

㉔　［３］の件は、御印状を提出する。

㉕　［４］の件は、御上のご祈祷は両寺へ１通にまとめて依頼されてきたので、両寺同様のことだと考えてきた。また芦峅寺へ１通単独で依頼されたこともある。両寺へ１通にまとめた折紙の写を提出する。
　御札のことは、「立山権現」へ祈願するものであり、御札を調えて別紙のとおり提出する。

㉖　［５］の件は、間違いないことであり、もとから立山は天台宗であり、無本山であるので、両寺のほか法類がなく、「一山両寺」と心得る旧記は伝来していないが、一宗の勤行を勤めており、一山両寺だと申し上げた。

㉗　［６］の件は、芦峅寺の衆徒は、前々から増減があった。立山の開祖は、佐伯有若の嫡男俗姓佐伯有頼という。その子息有頼が剃髪して「慈興上人」と号し、その後、その子息らは剃髪して衆徒を勤めている。このような筋目の者たちがだんだん増えて、すべて業なきことゆえ、衆徒になっても、困窮のとき、退転するものもあり、増減しているのであり、６坊と定まったことにいわれはない。もっとも、人別宗門改の時は、先年より衆徒や社人の名を書いて提出している。「社人」のことは、後述するが、享和元年に在来の衆徒33坊、社家５軒の名を書いて以来、増減はない。願書を差し上げたところ、その時は御裏書をもって聞き届けられ、その通り守っている。

㉘　［７］の件は、この胴幕は、古来より相伝の織地に神名を四方に糸で縫いつけてあるもので、年号などはない。虫損の様子などから大変古いものであるようで、前々から祭礼ごとに使用してきているもので、神名のある幕なので、芦峅寺においては尊敬すべき御幕としている。寄付の際の書物などはなく、もちろん伝承もない。

㉙　［８］の件は、芦峅寺の「社人」は、開祖佐伯有頼の兄弟の「佐伯有国」、「佐伯有束」の２人は、雄山神社を祀り、有髪にて神職を務め、その末裔が「社人」である。一山の坊衆は妻帯するので、類族は増え、剃髪するものは「衆徒」になり、在髪のものは「社人職」を務めるものと伝承されているが、どれも古代のことであるので詳しい旧記などはない。芦峅寺では、これらを勝手には行わず、社人と衆徒に振り分けてきた。もっとも社人が奉仕するのは雄山神社で、すなわち立山権現であり、一体のものであるが、衆徒は両部の思想から、雄山神社を立山権現と崇めている。

㉚　［10］の件は、傍杭のことは、芦峅寺が嘆願したところ、岩瀬御郡奉行所から御役人、岩峅寺衆徒が、明和５年子７月18日に登山し、取払われた。この願書は所持している。
　千寿ケ原の小屋懸のことは、書付にて嘆願したところ、聞き届けられ、書付は返却されたが、この書付の写と祐教寺宿坊指し止めてもらうよう嘆願したしたところ、詮議のうえ、早速差し止められ、書物の写などはあげ渡した。

と返答し、一山は岩峅寺と芦峅両寺は開山の法脉相続は相違のないことで、もとより武運長久の祈願をし、御普請所の取扱いとなり、衆徒と社人で勤めてきているのに、いまさら納経帳をめぐり、両寺改級となっては、芦峅寺で勤めている衆徒らはその使命を失ってしまう。納経帳のことは、従来どおりとして欲しい、と

嘆願している。

文化12年（1815）９月、加賀藩公事場からはさらに芦峅寺への問いが続き、これに同年（1815）11月の芦峅寺の答書が連なる。

[11]　芦峅寺が言うには、芦峅寺の地は「九里八丁」の垣内にあって、権現両社、両堂、開山廟もあり、祭礼絵図には大宮を「立山大権現本社大宮」といい、若宮を「立山大権現若宮」というが、岩峅寺では、「立山両権現」というと、「峯御前堂」と「岩峅寺前堂」をいって、岩峅寺は権現開闢以来御鎮座の別当職で、芦峅寺の大宮は「有若左衛門の霊社」で、若宮は「嫡男有頼の霊社」で、立山両権現ではないとのことである。

芦峅寺の大宮は岩峅寺か言うように、開基有頼等の霊社であって、権現本社というのは、峯御前堂だと聞いている。もし、芦峅寺が言うように、大宮、若宮を立山両権現という時は、はっきりと縁起がなくては信用することができない。岩峅寺がいう「峯御前堂」と岩峅寺前堂は立山権現ではないのか。

㉛　[11] の件、「峯御前堂」を立山大権現ということは、争論が起こるまで無かったことで、芦峅寺から本社大宮と若宮だというと、それはおかしいといって、岩峅寺からも立山両権現というのは「峯御前堂」と「岩峅寺前堂」とこの両社をいうのだと、芦峅寺がいう両社本社というのは有若左衛門殿の霊社、若宮というのは嫡男有頼の霊社だという。たしかにもっともらしい話だが、芦峅寺の両社を「霊社」というのは、この度初めて聞いたことで、昔から霊社を権現と伝えてきており、まずもって岩峅寺は有若左衛門殿霊社ということをどの様な証拠をもって言っているのか。立山で有若左衛門殿のことは開祖有頼殿の父親のことで、他の人のようではない存在であるが、立山では何の功績もないので、もっとも像も廟もない。有頼殿こそは、立山開闢の祖であるので、自作の像もあり、開山堂もある。

また本社、若宮というのは、まず大宮というのは立山大権現を勧請し、開祖も朝夕の御祈祷を大宮で行い、今に至るまでも御上の御祈祷等も大宮で勤行をしている。「峯御前」のことは、年中６月、７月の両月でなければ禅定できないので、開山の頃から大宮にて勤行してきた。

若宮というのは、実は手力尾天神で、立山地主大権現である。このようなことは、岩峅寺も承知しているはずであるのに、どうしてはっきりしないことを言うのか。有頼殿の霊社を若宮と唱えるならば、別に開山堂などないはずであって、有頼は剃髪して、芦峅寺におられて芦峅にて入定され、今、その廟もある。

[12]　今年５月の書付（㉙）に、開祖在俗の兄弟、有髪の者は社人になり、雄山神社を祀り、雄山神社は、すなわち立山権現であるといった。社人は神主であって、雄山神社というのは「峯御本社」をさして「雄山神社」というのか。

㉜　[12] の件、「衆徒」たちは「立山大権現」といって、「神道社人」らは「雄山神社」といって、立山権現同一体両社をいう。すでに先年より、神主たちのうち、吉田家より官職をし、雄山神社にて官職を行っていると伝わっている。吉田家より神道の許状をもらい、寺社奉行所へその写を提出した旧記がある。この官職を行っていた家は、今では退転している。これを言うのは、立山開闢の祖慈興上人有髪の兄弟は神職であって、そのほかは慈興上人の法脈を継承する者たちである。だから、芦峅寺は「立山開闢根元の地」といえる。

[13]　芦峅寺で、大宮を立山権現本社というが、これは甚だ理解しがたい。文化９年９月の書付に（⑬）、芦峅寺の衆徒や神主たちは、冥加のために毎年、峯御前堂へ参詣しているが、岩峅寺からほかの参詣人なみに山役銭を出さなくては、登山させないと不冥加至極といっていた。そうであれば、「権現の本社」というのは「峯御前堂」だけであるということは明らかで、大宮を権現本社などというのは心得がたい。

㉝　[13] の件、芦峅寺の大宮、若宮の両社のうち、大宮を有若左衛門殿の霊社、若宮を有若殿の霊社と称するように岩峅寺は言っているとのことだが、繰り返しになるが、霊社だということは、この度初め

て聞いたことである。御本社というのは、慈興上人の時代から今にいたるまで、大宮で御祈祷の勤行を勤めてきている。昔から「御本社」と称してきていることである。有若左衛門殿は布施の城主だということであって、立山ではいささかその功績がないので、廟も霊社もないのだ。

[14]　文化9年11月の書付（⑮）で、立山大権現本社両堂権現祭礼の神輿、講堂など諸堂の神輿は、御上が建立したということである。また神輿の胴幕に「立山大権現」と縫って書き表したもの、これまた御寄附の品であるということであるが、御輿や胴幕の寄附はいつ頃のことなのか。

㉞　[14] の件、繰り返しになるが、すべて御上の寄附のものである。胴幕は寄附の品であるが、旧記などには見えない。神輿の寄附の年号などがわからないが、神輿が破損したときは、御上によって修復してもらった。もっとも両社のほか神輿はない。また胴幕も、御上の寄附か、またいずれからの寄附かを示す伝もない。ただ、年久しいものである。

[15]　芦峅寺30余坊の衆徒たち、立山大権現本社両宮の別当職を順番に勤める格式で、別当当番の坊から納経請取を出すときは、「芦峅寺別当所」と記すということであるが、前条でも言った通り、芦峅寺の大宮と若宮を「立山両権現」と心得て、この両宮の別当職を芦峅寺30余坊で順番に勤めても、峯本社大権現の別当を順番に勤めていることにはならないことであるので、この度の証拠にはならない。岩峅寺24坊を別当職といって、輪番することとは、立山高札の表にみえていることである。

㉟　[15] の件、芦峅寺の大宮と若宮の両社を「立山根本の御本社」だと言っているのではなく、「立山根本の御本社」という時は「峯御前」だと考えている。しかし、大宮を権現本社と昔から称しているのは、大宮には「立山大権現」を勧請され、開祖慈興上人の時から大宮で御祈祷を勤行しているので、「御本社」と称している。若宮は「立山地主権現」を勧請されているので、「立山大権現」と称している。

「芦峅寺別当職」ということは、岩峅寺には高札にもあるように「別当岩峅寺」と称するということで、まったく混雑することはない。芦峅寺では、あくまで「芦峅寺別当」と言って、岩峅寺の方には「別当岩峅寺」とは違う。

[16]　天正16年（1588）、前田利家より立山権現へ社領寄附のお墨付きは、岩峅寺へ下し、同年、姥堂へも社領を寄附し、お墨付きを芦峅寺へ下した。芦峅寺の有頼・有若霊社の大宮と若宮、ならびに姥堂の別当とも聞いている。もちろん、有頼・有若などは、立山権現の開基であるので、霊社の別当をして御祈祷を勤めることは、「立山権現」を祈念するという道理であることは言うまでもないことであるが、「峯御前の本社別当」というのは、岩峅寺24坊に限ることは、寛文8年（1668）の制札に明らかなことである。

㊱　[16] の件、社領お墨付きのことはその通りである。しかし、有頼・有若の霊社を立山権現と心得ておられるように思うが、そもそも「霊社」ということ、芦峅寺では信用できないことである。前にも詳しく言ったが、昔から、このような伝承はなく、もっとも旧記にもないことである。

[17]　姥堂へ寄進の50石は38宇に配当するとのこと、神主はどうか。

㊲　[17] の件、38宇というのは、衆徒33人と神主5人、都合38宇のことで、御神供米であって、その残りを38宇に配当している。

[18]　立山権現へ寄進の50石は、岩峅寺にてどのように配当しているのか。

㊳　[18] の件は、詳細は分からないが、御米は24坊に配当していると聞いている。

[19]　両寺とも「立山寺」と書かれたお墨付きを提出するように求めたが、提出された写のうち、「遠路為見回使僧」とある御書の写があった。この宛所は「立山寺」とあるが、岩峅寺には「立山寺」と書かれたものが数通あるのに対し、芦峅寺には1通というのは理解できない。すでに姥堂へ天正16年（1588）11月晦日に、100俵の寄進状には、「立山仲宮寺」とあり、同年同月同日には、「立山権現」へ100俵の寄進状があり、その宛名に「立山寺」とあり、岩峅寺に伝わっている。このことから両寺とも「立山寺」だということはないはずである。この度、芦峅寺が提出した使僧のことについての文

書に「立山寺」とあって所持していたとしても、昔は芦峅寺も岩峅寺も「立山寺」と称していたとは承服しがたく、その詳細は、岩峅寺を「立山寺」と称した頃の御書が、芦峅寺にもあるのか。加賀藩公事場で、双方の書物を引き調べると、天正16年（1588）の頃、「立山仲宮寺」をその後「芦峅寺」と改称し、同じころに「立山寺」を「岩峅寺」と改称したものと見られる。このことは双方への寄進状を見てのことであるが、これ以外に申し開きあるか。

㊴　[19］の件、両寺とも「立山寺」であったということは、たとえ１通だけであったとしても、お墨付きがあるので、前々から両寺とも「立山寺」であったと伝承されていることである。しかし、天正年中の寄進状などの文言によって裁許を下されたが、少しも背いたりしていない。さらに御印をもらったのは、天正16年11月晦日の事で、それ以前の同年４月にも「立山寺」というお墨付きをもらっている。

[20］　富田善左衛門の芳札の宛所に「仲宮寺」とある。米８俵を下され「御印の物」を進めたということであるが、「御印の物」はあるのか。あるなら写を提出するように。

㊵　[20］のような「御印の物」はない。御米を請け取ったというものが算用場にもありそうなものであるが、ないならば、もともとこのような「御印の物」は所持していない。

[21］　前々より御祈祷など勤めた際の芳札を残らず提出しなさい。

㊶　[21］の件、祈祷を仰せつけられた芳札の本紙は11通、ならびに両寺へ下された本紙が３通、ほかに両寺へ下されたものの写が１通。

以上のように、公事場からの問いに対して、芦峅寺は一つ一つ回答している。そして再度納経請取について発行を認めてほしいと嘆願するが、印象的なのは、

芦峅は誠に深山の麓にて、いささかの助成に相成るべく事も御座なく、諸方へ指出し申す御札・納経帳・山絵図などにて少々の布施物を請け、渡世仕り候義にて御座候。

と、芦峅寺の立地が経済的に厳しくなっている要因だとして、収入源となる納経請取発行の権利は死活問題だと説明している。

２－４　判決までの時間

そしてこの翌年、文化13年（1816）６月には、芦峅寺から吉祥坊、大仙坊、相善坊、実相坊、宝龍坊、日光坊が、公事場に出頭し、糺問を受けた。岩峅寺も同様に糺問を受け、判決は後日下すとされた。

これに並行して、同年（1816）の６月・７月、加賀藩公事場は、さらに芦峅寺の経済状況について捜査し、十村や郡奉行、改作奉行、寺社奉行を巻き込んで、寄進地や草高、持山などの事実関係を調査する。

芦峅寺衆徒らに対しては、さらなる証拠物件の提出を求めている。ただ、芦峅寺は火災で書類を焼失し、すべて先祖からの伝承に基づくものばかりであるが、古い写本の立山縁起や御札などを提出している(58)。

しかし、芦峅寺が提出した証拠の品々は、写しであるので証拠にならないとして、経済状況などを含めて総合的に調べられることになった。

興味深いのは、ここで、詮儀中は芦峅寺より納経帳を差出すことはしてはならないといわれ、これを伝達する寺社奉行からはこのことについての請書を差し出すことを要求している。そして文化13年（1816）７月、芦峅寺は、公事場の詮議中は、納経帳を差出さないことを誓っている。

一連の争論が、様々な問題点を含んでおり、争論にはその発端の出来事、関連する問題のほかに、争論の本質的な真意が複雑に絡んでいるが、芦峅寺に対して、解決するまで「納経帳を差出すな」と念押しているのは、諸問題がある中で、やはり「芦峅寺が大乗妙典の納経請取を出した」ということが発端であり、「立山大権現の祭祀」「立山大権現名義の使用」をめぐる問題が表出する火種となっていたことがわかる。

従来の研究では、この争論は「両寺同格」がポイントであると指摘されてきている。確かに「両寺同様に」などの文言が目立つが、芦峅寺と岩峅寺が「立山大権現の祭祀権」を奪い合うのではなく、芦峅寺は、岩峅寺に別当職を認めつつあくまで両寺同機能を主張しているのに対し、岩峅寺は「立山大権現の祭祀権」を独

占し、芦峅寺との機能分担がねらいであったことが確認できる。これを「同寺同格」とだけ読み替えて評価してよいかどうか、近世の立山信仰を考えるうえで論点となろう。

さて、公事場の詮議中は、納経帳を差出さないことを誓った芦峅寺は、同年（1816）10月、自他国での配札は認めてほしいと願い出て、このことは「立山の本寺別当」などと称さないことを条件に認められ、芦峅寺は請書を提出し、この翌年も認められた。この時点で、諸国配札は許可されたことは、その後の芦峅寺の宗教活動にとって大きな意味をもつことであったと思われる。

翌文化14年（1817）４月、公事場から媼尊の神号や由来について問いが寄せられている。一方、その翌文化15年（1818）４月には、再度、芦峅寺にも納経請取の禁を解除し認めてほしいと嘆願する。それは、配札の際、やはりなかなかうまく行かないからだという。そして岩峅寺衆徒もまた他国巡回し配札を行っているが、競合するのでこれを差し止めてほしい。もしそうなれば、たとえ芦峅寺が納経請取できなくとも、御守などを弘めることができるなどと、芦峅寺の経済的事由によるものであることを前面に打ち出している。

２－５　公事場の判決

文政元年（1818）８月、ついに加賀藩公事場の判決が下された。その内容は『納経一件等記録』（芦峅寺一山会文書）によると次のとおりである。

［判決］芦峅寺で、大宮・若宮を「立山両権現」と呼び、また、芦峅寺も岩峅寺と同様に「立山大権現の社僧」と言って、諸社山廻国の行者（筆者註：六十六部廻国聖）らが峰御前へ納経の時、芦峅寺から納経書を指し出していた。正徳元年（1711）の両寺争論の請書に、「立山へ納める諸国廻国六十六部の経など、芦峅寺にては貪着しない」と約束したことについて、その頃、芦峅寺は「本寺」などと言って、岩峅寺から納経書は出ないものということであったが、請書以降、岩峅寺から納経書を指し出すことについて芦峅寺は貪着しないという意味で伝承され、芦峅寺から納経書を出せないということではない、と芦峅寺は理解していた。

このことについて、岩峅寺と芦峅寺に下されている社領の寄進、そのほか書物を両寺から提出を求め、詮議した。

天正16年（1588）11月晦日の寄進状に、岩峅寺の内ということで、立山権現へ米100俵を寄進し、諸堂の造営、祭礼・勤行を懈怠なく行うよう、「立山寺主（ママ）徒中神主中」へと下され、岩峅寺に相伝されており、「立山寺」というのは「岩峅寺」のことである。

同日、天正16年（1588）11月晦日、「立山仲宮寺主（ママ）徒中神人中」を宛所として、媼堂へ米100俵の寄進状が芦峅寺に伝わっている。「仲宮寺」は「芦峅寺」のことである。

しかし、昔は両寺ともに「立山寺」であったが、後に「岩峅寺」「芦峅寺」と寺号が改まったと、証拠もなく、芦峅寺衆徒が申し出た。

すでに正徳元年（1711）に公事場から芦峅寺へ、芦峅寺に一泊する参詣人の荷物持の雇賃は当事者同士で決め、戸銭や室堂入銭などについて、少しも芦峅寺は取らず、すべて参詣登山の事は、差し引いたりしないと請書にて約束していた。その後、正徳５年（1715）、芦峅寺社人平左衛門に宿泊した六十六部の２人、夜中に出立したところ、そのうち１人がいなくなり、岩峅寺衆徒から平左衛門が、岩峅寺へ隠れ、本社へ導引しようとしていたということなので、吟味してみると、平左衛門は導引したということはなく、証人もいたと聞いた。その時、芦峅寺衆徒の善道坊と泉光坊を呼び出し、すべて立山参詣人のことは、岩峅寺別当へ断ったうえで、参詣するはずであるので、今後、岩峅寺別当へ案内するよう伝えた。その時、岩峅寺衆徒の惣持坊と六角坊を呼び出し、このように芦峅寺へ伝えたので、立山参詣人のことはこのように心得ておくようにと伝えた。

このほか、享保11年（1726）、不動堂が破損した時、芦峅寺へ材木を拝領し、修理したいと願い出たが、岩峅寺とかけあったところ、その時も芦峅寺は「立山の本地」といっていたが、寺社奉行では、

正徳年中の公事場の判決以来、不審に思い、芦峅寺の心得違いを指摘し、不動堂の修理は岩峅寺へ申し渡し、今後、芦峅寺は請書のとおり、何事にも貪着しないようにし、「立山本寺」などという書付は返したという経緯があった。

証拠も持たないのに、芦峅寺衆徒は、参詣人の納経書を芦峅寺から出すことを差し支えないように心得違いをしている。よって、以後、芦峅寺に一泊する参詣人は、岩峅寺別当へ無断で参詣してはならず、もちろん納経書など、芦峅寺から指し出してはならない。

[22]　芦峅寺の大宮と若宮は、それぞれ大宮は有頼の父有若左衛門の霊社、若宮は慈興上人の俗名、有頼の霊社であり、6月12日～16日の「祭礼」は「開山祭礼」であり、これに参列する岩峅寺は立山大権現の祭礼としてではなく、慈興上人の忌日法要として、である。よって、芦峅寺は「立山大権現」と書いた幡を用いてならない。

（⑨、⑮、⑯、⑲、㉒、㉛、㉝、㉞、㉟、㊱に対する判決）

[23]　芦峅寺が「立山大権現」へ祈誓するのは了簡次第である。しかし、峯御前本社附の岩峅寺衆徒とは役割が異なり、芦峅寺は立山峯本社とは無関係である。

[24]　今後、芦峅寺で「立山大権現本社」という称を用いてはならない。

（⑦、⑬、⑮、⑯、⑲、㉑、㉛、㉟に対する判決）

[25]　芦峅寺に対し、寄進の品があっても、「立山大権現へ寄進の品」などと称してはならない。「大宮若宮」とのみ書かせて受け取るように。

[26]　「十八ヶ所」は芦峅寺と無関係な土地である。（⑧に対する判決）

以上、「納経一件」について、贅沢に紙幅を割いて確認してきたが、要するに紛れもなく「立山大権現」の祭祀権の獲得をめぐる争いであったが、芦峅寺の嘆願は最後まで聞き入れられることはなかったことがわかる。

3．六十六部史料の位置づけ

一連の納経一件争論で、根拠として示されていたように、戦国期から近世初期の加賀藩主らからも「媼堂」・「媼尊」が格別の庇護を受けるなど、芦峅寺における宗教施設としてその中核にあったのが「媼堂」であったことはほぼ確実視してよいだろう。現存最古の媼尊には永和元年（1375）の銘があり、少なくとも立山における媼尊信仰は中世中期頃にまで遡るものであったと思われる。

媼堂に対しては、公事の免除をはじめ、建設、上葺、燈明料の寄進などは継続的に行われていた。しかし、媼尊を奉じた勧進・唱導に関する史料は、その残存状況によるものかもしれないが、近世後期（宝暦・安永期頃以降）になるまで、これを声高に語った史料は管見の限り見当たらない。史料的に中世までさかのぼれる信仰対象で、日常的に継続性をもって民俗信仰を得てきている対象であるからこそ、衆徒らが積極的にその勧進・唱導に勤める必要性が低かったとみることもできよう。

3－1　法華経（如法経）信仰の中世と近世

小嶋氏によると、六十六部巡礼は、史料的に中世後期の16世紀と18～19世紀半ばに盛行したものとみられ、その間の17世紀の約100年間は大変史料的に乏しいことから、中世と近世のあいだには「非連続が横たわっている」と指摘されている(59)。

すでに1－1－5で紹介した「銅造帝釈天立像」の銘文からは、少なくとも鎌倉時代の立山において、如法経信仰とのかかわりが色濃い霊山であったことが示されていた。

そもそも如法経とは、日本では「正倉院写経文書」（天平勝宝4年（752））5月項に、華厳経・法華経・最勝王経の三経12部が「如法経」という名目で見られるが、平安時代になると如法経が埋経と結合し、如

法潔斎に書写された「法華経」を意味するようになったとされる。『日本霊異記』（下巻第10話）に、牟婁沙弥という私度僧が６ヶ月の如法経書写をしたことがあり、もとは厳重に不殺生（生ぐさをたべない）・不邪淫（女性を近づけない、別火精進）・不偸盗・不妄語・不綺語（無言の行をする）などの戒律を守り、精進潔斎しながら如法経（法華経）の写経をする苦行であったことが知られ、鎌倉時代以降、罪業懺悔の法華懺法を伴うようになった。如法経修行には、法華経写経の功徳に加え、苦行を通して自らの滅罪とともに、信者や共同体のための身代わりとなる代受苦の滅罪の意味が認められるのである(60)。

さて、中世初期頃の説話にも、立山における如法経修行の事例が見えている。例えば『今昔物語集』（巻第17）「備中国僧阿清依地蔵助得活語第十八」に、流行病で亡くなった阿清という僧が、地蔵菩薩の救済により生き返ったという蘇生譚が語られる。その蘇生の理由について、「此の僧は既に如法の行者なり。其の故は生きたる間、白山立山と云う霊験に詣でて、自ら骨髄を振て勤め行える事、既に数度に及べり」と如法経修行の功徳が説かれている。また巻第14「越中国書生妻死堕立山地獄語第八」には、法華経の書写供養の功徳が語られるなど、前述の「銅造帝釈天立像」（１－１－５）の銘文は、この説話の実態を示す史料としても注目され、中世の立山においては、その山中での如法経修行、法華経の写経・奉納が盛んにおこなわれた霊場であったことは疑いないだろう。

このように中世における立山の様相を確認し得ると、１－１で紹介したような、六十六部の経筒や、１－２の大乗妙典納経請取の事例などは、田代氏のいう「六十六部聖の系譜は、古代の山岳修験者のうち、法華経を受持して読誦する修行者（聖）にまでさかのぼることができる」(61)として連続性を帯びたものと解されよう。しかしながら、小嶋氏が指摘するように、立山においても六十六部聖については、確かに史料的な断絶がある。近世の六十六部縁起や巡礼地リストによると(62)、18世紀初頭頃まで立山は基本的には巡礼地に属していないので、やはり立山外部からみると、中世から近世は非連続・断絶といえる。けれどもそうであっても、立山は近世的な新たな活動によって、少なくとも納経請取史料（１－２）から、「六十六部巡礼地」として、巡礼者らに巡礼地に選ばれて、巡礼者を迎え入れていくようになっていたことがわかる。その請取をめぐり、宗教的権威としての「立山大権現の祭祀権」が問題となり、争論へと発展したことは前にみたとおりである。

すなわち近世初期における立山は、その宗教的立場を模索する段階にあって、立山における中世以来の基層信仰を伝えつつ、立山の持つ宗教的な場の力は、もとよりどれも勧進・唱導の際の話材となり得ただろう。一方、民衆レベルの外部者が立山を訪れるようになると、殊に芦峅寺は宿坊を営む一山組織が成熟し、来訪者が立山に対して宗教的に何を求めているかという近世的課題に直面することになった。加賀藩政下における、藩主らに対する宗教的機能だけでなく、増加する六十六部聖をはじめとする巡礼者たちの来訪によって、芦峅寺ではその対応として、信仰的な重心をまず「立山大権現の祭祀」に置いたものと考えられ、ここに中世と近世の世俗化した納経の質的差異が見いだされ、非連続（断絶）の視点が求められるのである。

３－２　六十六州への強い意識

明治初頭の媼堂破却まで、媼堂において媼尊が69体祀られ、その内訳は本尊が３体、脇侍が66体であったと、今日の芦峅寺集落でも伝承されている(63)。史料的には鈴木正三『因果物語』（寛文元年〈1661〉）に「越中立山ノ入口ニ、祖母堂ト云堂アリ。三途川ノ姥ヲ六十六体造置タリ」、延宝３年（1675）の加賀藩へ提出した文書に「惣じて六拾六尊御座候」(64)、そして橘三喜『一宮巡詣記』（元禄９年〈1696〉）に「姥の木像66体有」などとみえ、17世期の史料には、全体で66体であったように読める。媼尊が66体であることは、少なくとも近世初期から知られるところであった。しかしこのころの数は計66体であり、本尊３体とは区別されていない。諸国66か国の諸尊という66体は少なくとも近世初期にさかのぼる観念的な数字とみられるが、媼堂には66体前後の媼尊像が常に安置されていたと思われる。

さて、前節で詳しくみたように「納経一件」争論において、芦峅寺は「立山大権現の祭祀権」を剥奪され

た。正徳元年（1711）請書（❹）以降、芦峅寺では「諸国廻国六十六部之経」に関わることが公事場より禁止されたことを周知していたはずであるが、それでもなお請取の文言を見直しつつ、解釈を操作しながら、六十六部の納経請取を続けた。しかし、明和４年（1767）のころからか、やはり沸々と「立山大権現の祭祀権」をめぐって岩峅寺と衝突が生じてくると、芦峅寺では、「立山大権現の祭祀」から信仰的な重心を移行することが模索されていったと思われる。１－２－９（宝暦14年（1764））や１－２－12（寛政３年（1791））の芦峅寺の請取で、「立山大権現」と「御嬶大日如来」が併記されるようになるのは、意図あることであろう。このような推論に立って、試みに既存の嬶尊史料のなかに六十六州との関連をしめす文言を概観してみよう。

○六十六体の像を現し、もっとも諸国霊場多しといえども、御嬶の霊験この所に宿すと云云

（寛政７年（1795）、『立山御嬶尊布橋施主帳』、版本、芦峅寺大仙坊）

（寛政７年（1795）、『立山御嬶尊布橋布施主帳』、版本、芦峅寺大仙坊）

（寛政７年（1795）、『立山御嬶尊布橋寄進帳』[65]、版本、芦峅寺相真坊）

○人皇四十二代文武天皇の勅願を蒙り、御脇立六十六体を建立す。諸国霊場多しといえども、一国一尊は当山に宿す。

（文化２年（1805）、「立山御嬶尊荘厳施主帳」[66]、写本、芦峅寺善道坊）

○日本六十六ヶ国に評し、一国一尊にして御脇立六十六尊を安置し奉る。

（文化11年（1814）、宝泉坊「勧進帖」、写本、芦峅寺宝泉坊）

○殊に六十六躰、尊像を現し、諸国霊場おおしといえども、御嬶、霊験此所に宿す。

（文政３年（1820）、『御嬶尊縁起』、写本、芦峅寺一山会）

○御縁日脇立　　御膳六拾六せん　一ぜん料三拾弐銅

（文政３年（1820）、『立山御嬶尊別当奉加帳』[67]、版本、芦峅寺泉蔵坊）

○六十六体の像を現し、もっとも諸国霊場多しといえども、御嬶の霊験この所に宿すと云云

（文政６年（1823）、『立山御嬶尊別当奉加帳』[68]、版本、芦峅寺大仙坊）

○御脇立一国一尊の六十六体を表し安置したまう。諸国霊場多しといえども、仏法の本源、この所に定む。

（文政10年（1827）、『北国立山御嬶尊別当奉加帳』[69]、版本、芦峅寺相善坊）

○六十六体の像を現し、もっとも諸国霊場多しといえども、御嬶の霊験この所に宿すと云云

（天保13年（1842）、『立山御嬶尊別当奉加帳』、版本、芦峅寺大仙坊）

○御脇立　　六拾六尊御膳　金百疋

（元治元年（1864）、『布橋大灌頂勧進記』、写本、芦峅寺宝泉坊）

○脇士六十六尊安置し、本朝六十六ヶ国の五穀成就の守護神なりと説事、其恐多しといへとも、又神徳を広く衆生に諭し、其利益を得せしめん為也。

（年未詳（近世後期）、『立山御嬶尊略由来』、写本、芦峅寺宝泉坊）

このように、寛政７年（1795）以降、嬶尊に関係する史料の随所に、嬶尊66体を一国一尊と関連付けた言説が散見する。我田引水の謗りを免れないが、六十六部納経の巡礼地を標榜する芦峅寺が、「立山大権現の祭祀権」だけで、納経地たる所以を説くだけでは岩峅寺との衝突は避けられないので、その伏線として芦峅寺の嬶尊66体も一国一尊と関連付けて語ることで、六十六部聖や巡礼者たちを取り込もうとする意図があったものと思われる。他にも六十六ヵ国の守り本尊の札を配札していたということも知られている。この後、文化期の争論で再び激論となるが、その際、芦峅寺は再三嘆願する態度を見せる一方で、実はその争論の前夜から、虎視眈々と渡世のための勧進・唱導戦略を模索していたと思われる。安永８年（1779）『芦峅嬶堂大縁起』に「麓女人成仏立霊場」ということを謳い[70]、そして判決後の文政３年（1820）『御嬶尊縁起』（元良本、芦峅寺一山会文書）では、「嬶尊は立山大権現の親神」説を強調するのである。

３－３　芦峅寺衆徒の勧進・唱導戦略の転向

『立山曼荼羅』の諸本で、唯一佐伯家本にのみ「六部落」の札銘が確認できる〔写真３〕。これには次のような語りが付帯したと思われる。

おごりたかぶった六部があった。立山に登って「有頼なにものぞ。彼も人だ。わしも人だ。頂上をきわめ、てがらをたててみせるぞ。有頼なんかに負けるものか」と思った。そういう傲慢な気持ちになったところ、たちまち神罰を受け、足を踏みはずして、深い谷底に落ちて死んでしまった。その場所を六部落しという。美女坂と断截坂との中間にあって、道がなかば欠潰して、称名谷へ深く切れ落ちている(71)。

これはあくまで口承に取材した伝説であるが、「六部落」の伝説は、岩峅寺系の縁起や道中記、名所記にほとんど見られない図柄であるので、芦峅寺衆徒の唱導内容であろう。ここには開山有頼（慈興上人）、すなわち開山廟のある芦峅寺を軽視して立山登拝しようとする六部聖に対しての警告が溶け込んでいるように思われる。加賀藩公事場の裁許により、大乗妙典納経請取の権利を失った芦峅寺が、納経請取がかなわないなら、別の手段で六部聖たちとのかかわりを形成していこうとする様子が読み取れる。

また「立山信仰」のうち、とりわけ血盆経信仰や布橋灌頂会などの女人救済に関する分野は大変特徴的である。特に、本稿が問題とする立山と大乗妙典六十六部聖とのかかわりから、近世後期に芦峅寺が積極的に唱導・布教を展開する「血盆経納経」とは、密接に連動していると考えられる。

かつて高達奈緒美氏は「立山の「女人救済」関係護符」の中で、立山芦峅寺に現存する近世から近代にかけての史料を整理し分類をしているが、「いつの頃からこうした護符が版行されるようになったのかは、不明」(72)としている。これについては「布橋大灌頂勧進記」(「寶泉坊文書」のうち、個人蔵）などから、安永頃にはすでに衆徒が檀那場において血盆経を請取り、血脈を授与していたことが指摘されている(73)。

実は「納経一件」争論はそれ以後も続いた。芦峅寺に対しては、国外での廻檀配札を認める一方で、天保４年（1833）には、配札の護符の種類やその記載内容について加賀藩の規制が加えられた(74)。このことについて福江氏も注目しているが、事実関係を整理するにとどまっている(75)。また血盆経の頒布・請取についても詳細な考察が備わるので(76)、本稿ではその内容にはこれ以上踏み込まないが、これと同調する布橋灌頂会における白布勧進や経帷子の頒布などは、芦峅寺が「六十六部納経請取」の権利、立山大権現の祭祀権を剥奪されていくなかで、勧進・唱導戦略を転向し、信仰的な重心を移行したものであろう。

すなわち、立山山中峯本社をはじめ「立山大権現の祭祀権」を失い、山役銭の徴収権をはじめ立山の山中に関わる諸権利を許可しないという裁許を受けた芦峅寺は、立山山中で活動できないという意味において、女人禁制下における登山できない女性たちと同じ立場となった。ゆえに血盆経や媼尊信仰、布橋灌頂会などの女人救済の勧進・唱導へ信仰的な重心を移行していくことは、芦峅寺の立場上の利害と一致するところであり、一連の「納経一件」を経てその対応過程の中から生み出され整備されたものと考えられる。中世の説話文学に説かれた立山地獄の女人救済説話を継承する形で、これを近世的に再興し、近世後期に新たに構築された信仰と考えられることから、女人救済についても中世と近世との間には、質的に非連続（断絶）をみるのである。近世的女人救済は、「立山曼荼羅」を用いて諸国で唱導・布教され、結果的に幕末期に江戸を中心に爆発的に流布することになり、芦峅寺の大きな収入源ともなった(77)〔写真４〕。これは明治・大正期にも継続されたので、近現代における民俗学的調査では、殊に女人救済に心血を注いだ「芦峅寺の近世立山信仰」というのは、往古より連綿と継承してきた「立山信仰そのもの」であり、もっとも特徴的な側面であるとして記述されることになり、立山信仰史の定説として横たわっている。しかし本稿で論じたように、近世における両寺の権利争いの中からその対応過程として生産・再生産された信仰のあり方には、紆余曲折が認められ、その折々に実にしたたかな勧進・唱導戦略がとられていったとするなら、今後は、従来の立山信仰の本質にせまる研究の方法論が問われなければならない。

まとめにかえて

近世における「六十六部廻国」の巡礼者らへの納経請取をめぐって、芦峅寺と岩峅寺は再三争論を繰り返したが、本稿は、立山に関する六十六部史料について、史料情報が得られたいくつかの関係史料について翻刻・紹介をおこなったうえで、この一連の納経一件争論の内容と、それがもたらした近世立山の文化変容、とくに芦峅寺における勧進・唱導内容の変容との関わりについて考察を試みたものである。

立山関係の六十六部の納経請取史料をみると、芦峅寺と岩峅寺の請取が混在し、その文言も微妙に変化し、争論を背景にこれを反映する内容であって大変興味深い。

もとよりこの争論については、しばしば研究史上で取り上げられているが、その本質は芦峅寺が岩峅寺と「両寺同格」を主張して対等な祭祀権と経済的利権を争ったものとしてとらえられていた。本稿では、そうした側面も認めながら、引き金となった「六十六部納経請取」の書き出しの権利に、やはり「立山大権現の祭祀権」をめぐる問題が大きくかかわっていたことを確認し、この納経一件争論が、芦峅寺の勧進・唱導において、争論での劣勢と敗北の対応過程から生じた勧進戦略の転向（信仰的な重心の移行）の契機となったことに言及した。

むろん先行研究では、すでにこの争論を契機として、芦峅寺は渡世のために、「立山曼荼羅」を用いて、より積極的な諸国への廻檀配札を展開したことや、布橋灌頂会に依拠せざるをえなくなった状況について明らかにされている(78)。しかし、史料的に芦峅寺の配札の内容について、その「変化」が明らかにされても、その「変化」の理由についての考察は十分とはいえず(79)、従来の解釈では、これは「変化」ではなく、芦峅寺衆徒が、並行して行ってきた宗教活動のうちのいくつかが争論により規制され剥奪されたのであって、幕末ごろの芦峅寺における女人救済志向の強い「立山信仰」の勧進・唱導内容は、「既存」のものであるとするものであった。「既存」の信仰内容が近世初中期にほとんど見られないのは、あくまでも史料的な残存の問題として処理されてきたように思われる。

しかし、立山における近世の六十六部納経につながる中世法華経（如法経）信仰にも非連続（断絶）と再興がみられるとするなら、近世後期における女人救済思想や媼尊信仰もまた、中世にその系譜がたどれるとしても、中世と近世のあいだに、必ずしも「連続」を前提とすることはできないだろう。

史料的に17世紀中ごろから、全国的に民衆の旅や巡礼が盛んになってきたとみられ、立山にも聖俗の登拝者が増加し、芦峅寺の宿坊も数的に増加傾向をたどる。立山は中世以来、「逆修の山」として信仰を帯びた山であり、近世に宿坊を営む芦峅寺・岩峅寺の衆徒らにおいては、「六十六部縁起」にみられる逆修を目的とする六十六部の巡礼者を迎えることは、宗教的性格が一致し、必然性のあることであった。そのため、近世初中期の芦峅寺は、他の霊山・霊場が行っている納経請取の書き出しに少なからずこだわっていたとみられる。

そして芦峅寺は、納経一件争論で、立山大権現の祭祀権をめぐって岩峅寺と衝突し、六十六部の納経の権利を失ったことで、新たに六十六部に関連付けた六十六の媼尊信仰の再興へと信仰的な重心を移行し、やがて血盆経信仰の納経や媼尊信仰に基づく布橋灌頂会などの女人救済の勧進・唱導、そして女人救済に関係する配札などを積極的に展開したのであろう。また媼尊はあくまでも「立山大権現の親神」であるとの説を強調し(80)、近世後期における出開帳の際にも、立山権現である「矢疵阿弥陀如来」を使用せず、媼尊といくつかの法宝物を持参しているのは(81)、芦峅寺の戦略転換のあらわれである。

さらに想像をたくましくすれば、媼尊信仰に信仰的な重心を傾けたのは、六十六部聖が信仰した「十羅刹女」や「三十番神」は、「十羅刹女」は法華経の勧発品や陀羅尼品に説かれる法華経の行者を常に護念する普賢菩薩の眷属で、十羅刹女が昼夜、法華経の持経者を護るといわれているが、「十羅刹女」の鬼女のイメージを媼尊に重ねたともみえ、「三十番神」の皇城を守護する神々のイメージに媼尊の「日本王城ノ鬼門ヲ守給御神」(82)を重ねたようにも思われる。

近世芦峅寺衆徒の宗教活動を考察するとき、一定のある種のパターン化した厳然たる信仰に依拠したのではなく、実は中核となる信仰内容は絶えず変化していたものとの想定が不可欠であろう。その信仰は決して単線的で切り替えられていくものではなく、「立山信仰重心移行」説とも言うべき、並行して存在する諸信仰の信仰的な重心が移行し、時として強められたり弱められたりしたと考えられる。こうした寺院内社会の変化のなかで、近世縁起は作られたり、改変されたりすることもわかっている(83)。本稿で縷々論じてきたことを見返すと、近世芦峅寺における立山信仰の展開の背景には、六十六部廻国の法華経信仰や納経が常に意識されていたのではないかと思われる。近世を通して芦峅寺、岩峅寺ともに、六十六部廻国の巡礼者を誘引したような唱導言説は見当たらない。六十六部廻国の巡礼者は、明治以降も立山に来ており(84)、六十六部廻国は巡礼者の能動的な世界であったとみられる。

本稿は多くの紙幅を割いて、六十六部納経の問題を論じてきたが、ほかに六十六部納経がこれほどまでに争論となった理由について、経済的な側面（収入の実態(85)）、権威的な側面（両寺の宗教的優位性）、そして信仰的な側面（立山の宗教性）、そして廻国縁起にみえる「頼朝坊廻国伝説」と「頼朝が立山で大願を発した」という伝承など、立山における頼朝伝との関わりなどをはじめ、考察が及ばなかった課題は膨大である。大きな問題へ展開したために論点が雑然としたが、近世立山信仰史研究における今後の考察視点を提起して擱筆する。

[付記]

六十六部廻国と立山信仰の関りについて研究するにあたり、小嶋博巳氏（ノートルダム清心女子大学教授）から、論文や史料をはじめ、多数の学術情報を御恵投いただき、御教示を賜った。記して御礼を申し上げます。

[註]

（1）三禅定については、平成22年富山県［立山博物館］特別企画展『立山・富士山・白山　みつのやまめぐり―霊山巡礼の旅「三禅定」』、二十四輩巡礼については、加藤基樹「二十四輩巡礼と立山信仰」（『「縁起性」の視点からする関東・親鸞伝説の立体的理解の試みに関する研究』所収、研究代表者：堤邦彦、平成20年～22年度科学研究費補助金研究成果報告書）で概要を報告した。なお「六十六部」については、厚い成果が蓄積されているが、ここでは小嶋博巳・田中智彦編「六十六部研究文献一覧」（巡礼研究会編『巡礼論集』２所収、岩田書院、平成15年）を挙げておく。もとよりこれ以降にも多くの成果が出ており、本稿もこれによっている。

（2）『倭訓栞』、「東叡山御定目」など。

（3）日本随筆大成編輯部、1977年、117－119頁。

（4）大谷大学図書館蔵。

（5）小嶋博巳「六十六部廻国とその巡礼地」（『四国遍路と世界の巡礼』所収、研究代表者：内田九州男、平成14年～16年度科学研究費補助金研究成果報告書、2005年）

（6）六十六部の成立については、田代孝「六十六部回国納経の発生と展開」（巡礼研究会編『巡礼論集』２所収、岩田書院、平成15年）に詳しく、「六十六部聖の系譜は、古代の山岳修験者のうち、法華経を受持して読誦する修行者（聖）にまでさかのぼることができる」として、「系譜」という言葉で論じている。小嶋博巳氏は同書所収の「近世六部の組織性」のなかで、史料的な問題点から「中世、特に十六世紀段階の六十六部と、近世の十八世紀以降の六十六部とのあいだの連続と不連続をきちんと論じること」が大きな課題であるとし、六十六部聖の中世と近世の質的差異に注意しなければならないことを指摘する。

（7）『大日本国法華経験記』や『今昔物語集』に収録。

（8）高瀬重雄「立山信仰と美術」（『仏教芸術』81、1971年）

（9）立山の六十六部聖に言及した研究論文としては、京田良志「越中における六十六部納経の資料」（『史迹と美術』第429号所収、昭和47年）、福江充『立山信仰と立山曼荼羅』（岩田書院、平成10年、42頁）、米原寛『立山信仰史研究の諸論点』（桂書房、平成30年）などあるが、立山における「六十六部聖」の実態や宗教的、信仰的側面に迫るものは管見の限り見られない。唯一、小嶋博巳氏が「霊山巡拝と旅の民俗学」（平成22年立山博物館文化講演会）と題した講演内容のみあげられる。

(10)「両寺同格」という評価は、広瀬誠『越中立山古記録』第１巻（立山開発鉄道株式会社、平成元年）における解題が早く、近年、米原寛『立山信仰史研究の諸論点』（桂書房、平成30年）でも継承されている。
(11) 立山博物館では、平成21年度秋季特別企画展『立山の地母神　おんばさま』や平成29年度前期特別企画展『うば尊を祀る―立山・芦峅寺から諸国へ』などで詳しく整理されている。このほか、細木ひとみ「立山芦峅寺の媼尊と西正院大姥堂（長野県大町市）の大姥尊伝承」（『研究紀要』24号、富山県［立山博物館］、平成30年）などがある。
(12) こうした視点はすでに久保尚文氏が指摘されている。
(13) 福江充『立山曼荼羅の成立と縁起・登山案内図』（岩田書院、平成30年、85頁）。「一連の社会状況から、芦峅寺一山及び各宿坊家は、以前より、立山参詣者や檀那場の信徒たちに対して立山開山縁起や媼尊信仰、布橋灌頂会などの信仰内容を説く機会が増え、必然的に縁起や勧進記の制作が行われた」と指摘しているが、全体の量的な議論にとどまる。内容的な質的変容や選択については考察が十分ではない。
(14) たとえば、前掲京田論文。高瀬重雄「立山をめぐる経塚と関係遺物」（同『立山信仰の歴史と文化』所収、名著出版、昭和56年）など。
(15) 十羅刹女なる十人の鬼女とは、藍婆、毘藍、曲歯、花歯、黒歯、多髪、厭足、持瓔珞、皐諦、奪をいい、普賢菩薩の誓願をうけて、法華経の行者を守護したという。
(16) 三十番神は、天照大神、八幡、加茂、松尾、大原、春日、平野、大比叡、小比叡、聖真子、客人、八王子、稲荷、住吉、祇園、赤山、武部、三上、兵主、苗鹿、吉備、熱田、諏訪、広田、気比、鹿嶋、北野、江文、貴船の神々を示すとされている。
(17) これによって未だ判然としない立山峰本社の成立が、少なくとも大永４年以前であるという根拠となるとして、従来はこの点で重視されてきた。
(18) 同様の銅製納経札の事例は、鶴岡八幡宮（神奈川県鎌倉市）・永徳４年（1384）銘、春日神社（東京都青海市）・天文７年（1538）銘、八幡宮（島根県大田市）・永正、大永、元亀銘など７点などが知られている。
(19) 正式な指定名称は、ト書を含めて「銅造帝釈天立像　像正面及台座に立山禅定、寛喜二年三月十一日、御身之中奉納一日書写如法経六部等の刻銘がある」となった。
(20) 杉﨑貴英「「立山神像」をとらえなおすために―国指定重要文化財「銅造男神立像」への視点―」（平成25年度特別企画展図録『立山と帝釈天』所収、富山県［立山博物館］、平成25年）。
(21) 以下は、平成25年富山県［立山博物館］特別企画展図録『立山と帝釈天』からの転載であるが、翻刻については同書に掲載した翻刻内容を一部加筆・修正している。
(22) 前掲杉﨑論文。
(23) 納経帳に関する史料情報について、特に断りのないものについては小嶋博巳氏のご教示による。
(24) 木曽福島郷土館蔵。平成30年４月18日調査。細木ひとみ氏と調査にあたった。
(25) 新井得参の資料も現存することが判明したが未調査。
(26) 小嶋博巳氏のご教示による。
(27) 佐野市奈良渕町庚申堂蔵。佐野市郷土博物館寄託（庚申堂文書）。
(28) 広瀬誠「立山の祭神をめぐって―立山古記録の史的背景―」（『越中立山古記録』Ⅲ所収、1991年）
(29) 平成30年度富山県［立山博物館］前期特別企画展「験佛化現」展では、宝永７年（1709）横山九郎右衛門の納経帳を初見とした。本資料はこれを遡るので修正したい。
(30) 個人（福島県相馬市）蔵。
(31) 高瀬重雄「立山をめぐる経塚と関係遺物」（同『立山信仰の歴史と文化』所収、名著出版、昭和56年）
(32) 千葉経済大学、菅根幸裕氏の調査成果によった。
(33)『由緒書上帳』（明治６年、芦峅寺一山会文書）。
(34) 史料原本は発見されていない。写しであるが次の文言は興味深い。

一　立山中宮芦峅御媼堂ト申者、大寶元年、文武天皇之御ちょく願御廟、志賀之京四條之佐伯若之朝臣・同有頼ヲ以御建立之霊社ニ御座候。御媼本尊之内、一尊ハ文武天皇御収影ニ而御座候。又ハ天津彦彦火乃瓊々杵乃御尊共あかめ奉り、一尊和伊弉諾乃尊、一尊ハ伊弉冊乃命。此三尊於かりに御媼と名付奉り、惣じて六拾六尊御座候。夫、我朝六拾六ヶ國ニ御定有時、一ケ国ニ一社、一ノ宮の本地、正一位立山大権現ハ本地国常立の尊、あいどのハ手刀雄命、日本王城の鬼門ヲ守給御守故、御媼三尊於御宝前ニ毎朝寅の一天を奉備御供、上御一人ヨリ下方民至ル迠御祈稔申上ル霊社御座候。（『一山旧記控』・『旧記』）

（35）個人（静岡県焼津市）蔵。丹下敬介氏のご教示による。平成30年３月29日調査。横山汎『「横山家の古文書」と「歴史の真実」』（平成27年、非売品）も参考になる。
（36）個人（岡山県）蔵。佐伯史麿氏のご教示による。平成30年３月28日調査。
（37）大悲願寺（あきる野市）蔵。
（38）田代孝「近世における廻国納経について─千野家納経帳を中心として─」（『甲斐路』56所収、山梨郷土研究会、昭和61年）にて納経巡拝社寺を紹介。小嶋氏の御教示による。
（39）個人（千葉県鴨川市）蔵。鴨川市教育委員会寄託。
（40）大平村誌編集委員会編『大平村誌』（大平村、昭和61年）
（41）宝暦12年（1762）の『宗門御改帳』で、芦峅寺の一山組織は衆徒と社人のバランスが逆転しており、正徳２年（1712）ころの12衆徒15社人から、23衆徒15社人となっていた。厳密にはこうした数的変動や力関係が記述とかかわる可能性があるが本稿では立ち入らない。
（42）岐阜県歴史資料館蔵。横山恒雄家文書。
（43）上田市立上田図書館花月文庫蔵。
（44）香川大学経済学部、稲田道彦氏蔵。稲田氏は「日本廻国六十六部と四国遍路：浄慶の納経帳から」（『香川大学経済論叢』84巻２号所収）のなかで、浄慶の納経帳の事例を紹介、安政２年に立山を訪れた際、芦峅寺と岩峅寺の双方で納経していることがわかる。
（45）六十六部縁起研究について、主なものを上げると新城常三『社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、昭和39年）、湯之上隆『日本中世の政治権力と仏教』（思文閣出版、平成13年）、小嶋博巳「六十六部縁起と頼朝坊廻国伝説」（『生活文化研究所年報』第２輯所収、昭和63年、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所。のち真野俊和編『講座　日本の巡礼』２再録、雄山閣出版、平成８年）ほか。
（46）本書は縦24.2糎×横18.0糎の竪帳で、本文は１頁に６行でおおむね１行13文字で書写される。「廻国之縁起」が138行、「六十六部縁起之事」が90行、そして「六十六箇国回国次第不同幷神社仏堂」は78行。諸国納経地リスト表紙と裏表紙に「富山縣中新川郡立山村　芦峅寺／佐伯道範」、「立山／善道／閣印」の朱印が押印されている。
（47）増誉については、すでに小嶋博巳「六十六部縁起の諸本について（一）」（『生活文化研究所年報』第15輯所収、平成14年、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所）に「六十六部廻国縁起」那古寺本の解題が備わるが、長門国下関出身の僧（浄土僧か）であるほかは、未詳な点が多い人物である。那古寺本は貞享３年４月上旬、補陀洛山那古寺（千葉県館山市）参詣の際、書写したという。
（48）小嶋博巳「六十六部縁起の諸本について（一）」（『生活文化研究所年報』第15輯所収、平成14年、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所）、同「六十六部縁起の諸本について（二）」（『生活文化研究所年報』第16輯所収、平成15年、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所）における翻刻史料との比較による。
（49）小嶋氏のご教示による。小嶋氏は、善道坊本の後半の六十六部縁起が輪王寺本をオリジナルとしつつも、表記や表現の逸脱具合が似ていることに気づかれた。それに加えて納経所の列挙についても長門国から始まり九州で終わること、国ごとに挙げる寺社の名称もおおむね一致していることなどの御教示を得た。
（50）個人（静岡県焼津市）蔵。平成30年３月29日調査。
（51）千光寺の請取について、横山家蔵の「横山九郎右衛門納経帳」に、

奉納大乗妙典　壹部
□州袈裟山千寿千眼
宝前奉納之者也
宝永七年七月十一日　　千光寺（黒印）
横山九郎右衛門殿

とあり、納経記簿の記事と一致する。
（52）焼津もまた、立山芦峅寺の檀那場であったことが知られている。福江充「芦峅寺宿坊家が東海道筋に形成した檀那場─特に駿河国と横浜の事例をとりあげて─」（『研究紀要』20号、富山県［立山博物館］、平成25年）。ただし横山九郎右衛門は檀那帳には確認しえない。
（53）前掲、米原寛『立山信仰史研究の諸論点』（桂書房、平成30年）。
（54）唯一、芦峅寺方の立山大権現に関する認識について、『一山旧記扣』を引いて論点を整理しているが、立山権現の本地は媼三尊であるという認識だとする解釈は再考を要するだろう。

(55) 一貫して福江論文ではこの解釈を採用している。経済的側面において、それを克服せんがために、芦峅寺は立山曼荼羅に説話画を多用した勧進布教をおこない、岩峅寺は山絵図をベースにした立山曼荼羅を生み出していったという、立山曼荼羅においても対立構造をとる推論の根拠となっており、注意したい。
(56)『越中立山古記録』第１巻（立山開発鉄道株式会社、平成元年）。
(57) 芦峅寺はこのように反論しているが、寛政７年（1795）、芦峅寺大仙坊が尾張国丹羽郡の今市場村を対象にした勧進の請取には、「立山別当大仙坊」と記されている（『立山御嫗尊布橋施主帳』芦峅寺大仙坊蔵）。事例はわずかであるが、こうした実態が背景にあるのだろう。
(58) 御札等縁起書４枚、御高方幷由来帳面２冊、立山につき候御高方等の書物６通、計12品を提出。
(59) 前掲小嶋論文（2005）。
(60) 五来重「庶民信仰における滅罪の論理」（『思想』622号、昭和51年）
(61) 前掲田代論文。
(62) 前掲小嶋論文（2005）。
(63) こうした伝承は、例えば佐伯立光『立山芦峅寺史考』（立山寺刊、1957年）、佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』（1973年、立山神道本院）などに記録されている。
(64)『一山旧記扣』・『旧記』（芦峅寺一山会文書）。
(65) 岐阜県歴史資料館蔵。
(66) 富山県［立山博物館］蔵。
(67) 半田市立博物館蔵。
(68) 国立国会図書館蔵。
(69) 富山県［立山博物館］蔵。
(70) この文脈では、立山大縁起３巻の成立について、「立山峯宮和光大縁起」は享保頃の成立で早く、「芦峅嫗堂大縁起」と「神分」の成立は、安永頃に新たに付け加えられたものということになる。この問題については、別稿で論じたい。
(71)「六部落」（『伝説とやま』所収、北日本放送、昭和46年）。
(72) 高達奈緒美「立山の「女人救済」関係護符」（富山県［立山博物館］特別企画展『祈りと願い』所収）
(73) 福江充「江戸城大奥・諸大名家と芦峅寺の血盆経信仰」（『江戸城大奥と立山信仰』所収、第六章、法藏館、2011年）。
(74) 天保４年11月『立山衆徒諸国旦那持御札守等調筆方掟書誓条連判状』（芦峅寺一山会文書）。
(75) 福江充『立山信仰と立山曼荼羅』（岩田書院、平成10年）。
(76) 前掲福江論文（2011）。
(77) 前掲福江論文（2011）。
(78) 前掲福江論文（平成10年）
(79) 前掲福江論文（2011）。
(80)『御嫗尊縁起』、文政３年（1820）、写本、芦峅寺一山会文書。
(81) 拙稿「立山権現［矢疵阿弥陀如来］の史料的考察―立山信仰と生身仏信仰―」（『研究紀要』24号、富山県［立山博物館］、平成30年）
(82)『一山旧記扣』（芦峅寺一山会文書）に延宝３年のこととして記され、また「越中立山由来」（『温故集録』所収、金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）、五来重編『修験道史料集［１］』（山岳宗教史研究叢書17、名著出版、1983年））などにみえている。
(83) 拙稿「近世寺社縁起の戦略性」（堤邦彦・徳田和夫編『寺社縁起の文化学』所収、森話社、2005年）
(84)『立山芦峅寺止宿覚帳』（芦峅寺大仙坊文書）。
(85) 納経請取によって得られる収入について、田代孝「近世における廻国納経について―千野家納経帳を中心として―」（『甲斐路』56所収、山梨郷土研究会、1986）、同「円楽寺の六十六部聖の文書」（『武田氏研究』第29号所収、武田氏研究会、2004年）に紹介されている。

写真１　銅造帝釈天立像（富山県［立山博物館］蔵）

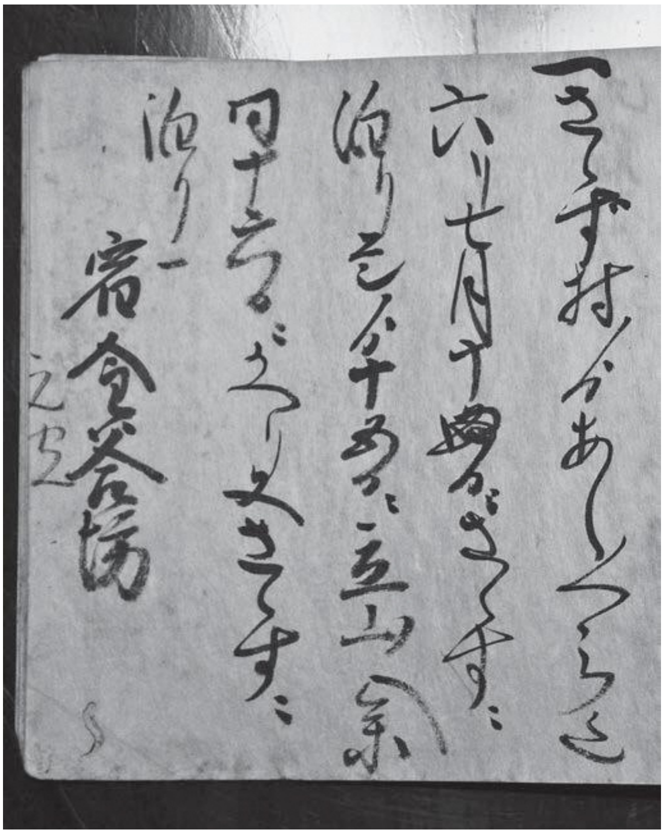

写真２　日本六十余州廻国納経記簿（個人蔵）

写真３　立山曼荼羅佐伯家本（個人蔵）

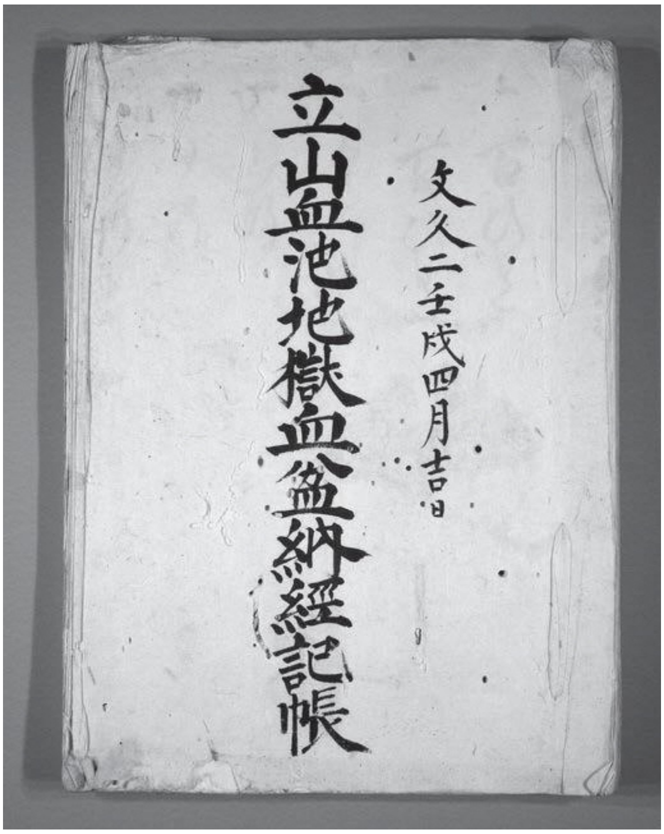
立山血池地獄血盆納経記帳
文久二壬戌四月吉日

写真４　立山血池地獄血盆納経記帳（宝泉坊文書）